

ごみ処理基本計画

平成 25 年 3 月

橋本周辺広域市町村圏組合

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間と目標年次	3
第4節 計画の範囲と責任区分	4
第2章 地域概要の把握	5
第1節 自然環境	5
1. 地理的・地形的特性	5
2. 気象	6
第2節 社会環境	7
1. 人口の動態・分布	7
2. 産業の動向	10
3. 土地利用状況	12
4. 組合構成市町の総合計画等	13
第3章 ごみ処理の現況	15
第1節 ごみ処理事業の概要	15
1. ごみの分別区分とごみ処理フロー	15
2. ごみ処理体制	17
3. ごみ処理の実績	18
4. ごみ処理経費	23
第2節 ごみの排出抑制・資源化の状況	24
1. 排出抑制・資源化の状況	24
2. 分別収集・資源化の量	28
第3節 収集・運搬の状況	30
第4節 中間処理の状況	31
1. 中間処理施設の概要	31
2. 処理状況	32
第5節 最終処分の状況	34
1. 最終処分場の概要	34
2. 処分状況	35
第6節 ごみ処理行政の動向	36
1. 国の動向	36
2. 県の動向	37

3 . 組合構成市町の目標値等	38
4 . 周辺市町の動向	38
第7節 ごみ処理の評価	39
1 . 現行基本計画目標値の達成状況	39
2 . ごみ処理実績の評価	40
第8節 課題の抽出	42
1 . 発生抑制、減量化・再資源化	42
2 . 収集・運搬	42
3 . 中間処理	42
4 . 最終処分	42
第4章 ごみ処理基本計画	43
第1節 計画の基本方針	43
1 . 基本理念	43
2 . 基本方針	44
3 . ごみの処理主体	44
第2節 基本フレームの設定	45
1 . 人口及びごみ量の予測	45
2 . 目標値の設定	50
第3節 排出抑制・再資源化計画	53
1 . 排出抑制のための施策	53
2 . 再資源化計画	58
第4節 ごみの適正処理計画	59
1 . 収集・運搬計画	59
2 . 中間処理計画	61
3 . 最終処分計画	63
4 . その他関連計画	64
第5節 計画の推進	65
1 . 役割分担と取り組み	65
2 . 協力体制	67
3 . 計画の進行管理	67

第 1 章 計画策定の基本的考え方

第 1 節 計画策定の背景及び目的

これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり環境への負荷が増大してきており、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。

国においては環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の制定など、法整備が進められ、これらの法体系のもとで、廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、リサイクルの促進を図ってきたことにより、循環型社会が構築されてきました。今後より高度な循環型社会を実現するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、更なる取り組みが必要となっています。

このような状況において、橋本周辺広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）では、平成 18 年 3 月に「ごみ処理基本計画」（以下「現行基本計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けたごみ処理施策の展開と体制の構築に取り組んできました。また、平成 21 年 11 月には橋本周辺広域ごみ処理場「エコライフ紀北」が本格稼働し、本組合を構成する橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町（以下「構成市町」という。）の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ等の広域処理を開始しました。

一方、構成市町においても一般廃棄物処理基本計画等を策定するとともに、ごみの発生・排出抑制や分別収集に取り組んでいるところです。

現行基本計画は、平成 17 年度から平成 28 年度までの 12 年間を計画期間としたものですが、策定から 5 年以上が経過しており、その間の社会情勢や法体系の変化などに対応するとともに、本組合の広域ごみ処理場稼働に伴う新たなごみ処理体制のもと、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進し、より高度な循環型社会の構築を目指すために、「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を見直すものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画であり、構成市町の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物（ごみ）処理行政における事項を具体化するための施策方針を示すものです。

本計画の策定にあたっては、平成20年6月に改訂された環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」や関係法令等に準拠し、国や和歌山県の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ、構成市町の総合計画や一般廃棄物処理基本計画等にも十分配慮した計画とします。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係を図1-2-1に示します。

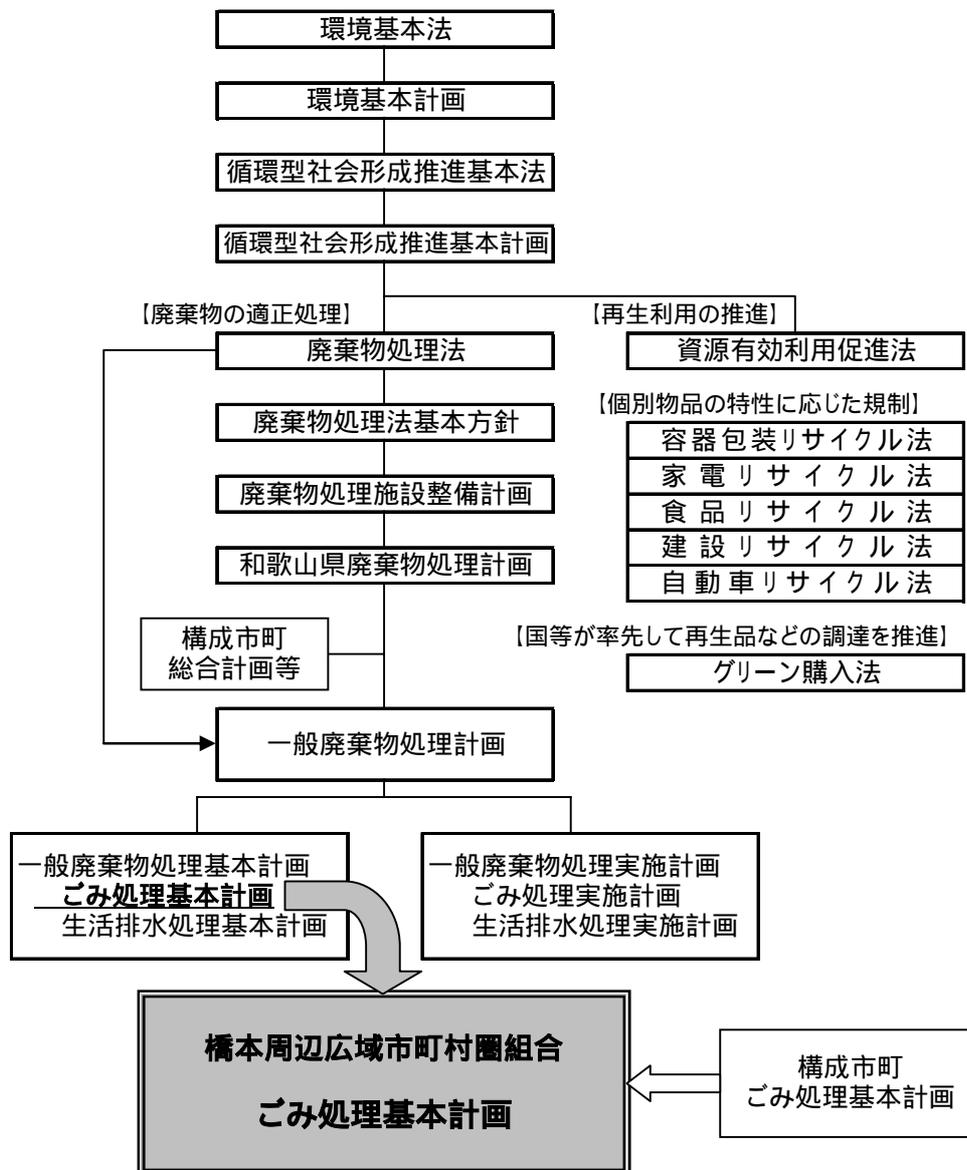


図1-2-1 本計画の位置付け及び他の計画等との関係

第3節 計画期間と目標年次

本計画の計画期間は図 1-3-1 に示すとおり、平成 25～34 年度までの 10 年間とし、目標年次を平成 34 年度とします。また、本計画は 5 年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じ見直しを行います。

年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
現行ごみ処理基本計画 (平成18年3月策定)																		
	計画期間																	
								改訂										
ごみ処理基本計画(本計画)																		
	計画期間																	
													改訂					
ごみ処理基本計画(次期計画)																		
	計画期間																	

注) 網掛け年度: 本計画目標年次

図 1-3-1 計画期間と目標年次

「廃棄物処理法」の第 6 条では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされており、平成 20 年 6 月には「ごみ処理基本計画策定指針」が環境省より通知されています。この指針では、基本計画は目標年次をおおむね 10 年から 15 年として定め、5 年ごとに改訂を行うとともに、計画策定の前提条件となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされています。本計画はこの指針に従い、平成 18 年 3 月に策定した「ごみ処理基本計画」を新しい法体系や社会情勢、広域ごみ処理場の稼働に合わせて見直したものです。

第4節 計画の範囲と責任区分

本計画は、本組合が中心となり策定します。

本計画の範囲は図 1-4-1 のとおりです。本計画では、本組合の事務区分である中間処理、最終処分についての計画を策定することはもちろん、ごみ処理体制全体の展望を図る必要性から、構成市町の計画をもとに排出抑制計画や収集・運搬計画についても整理します。

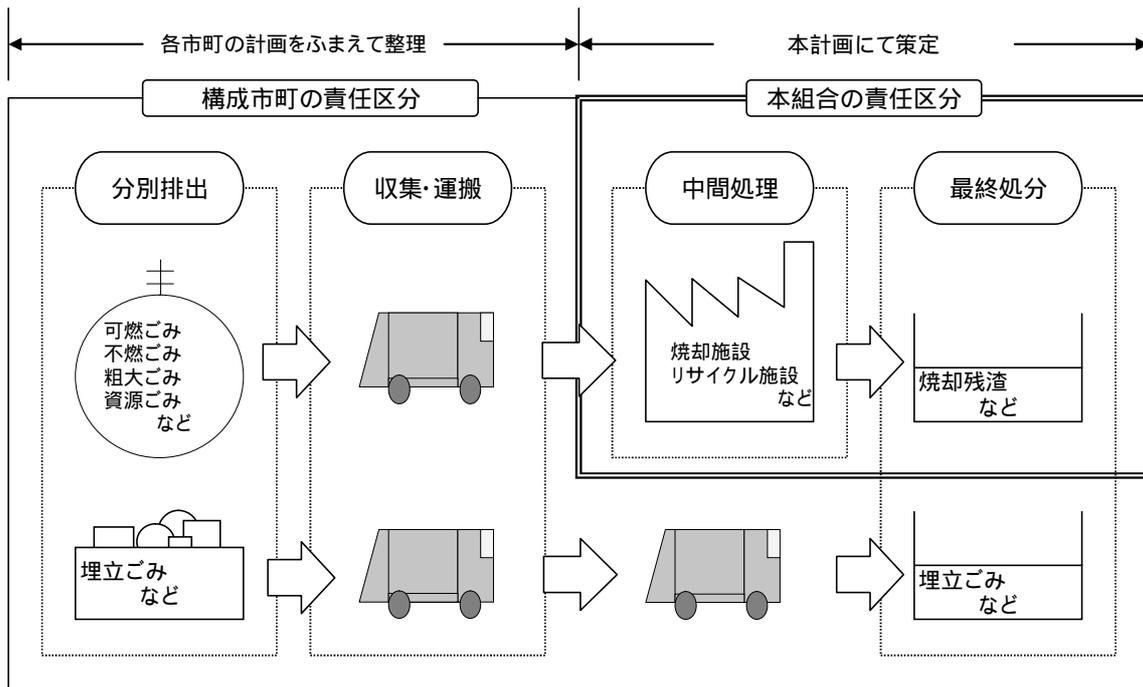


図 1-4-1 計画策定の範囲

第2章 地域概要の把握

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本組合は、和歌山県の北東部に位置し、北は大阪府、東は奈良県に隣接しています。本地域は京都市や奈良市とともに大阪市、神戸市をはじめとする大阪湾環状都市圏の外郭をなす関西大環状都市圏の一翼を担う地域であり、橋本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町の1市3町で構成されています。

本地域の鉄道は、JR和歌山線が東西に、南海高野線が大阪から高野町に向かって敷設されています。また、道路は、国道24号や京奈和自動車道が紀の川沿いに、主要幹線道路として国道370号、371号、480号が地域を南北に走っています。

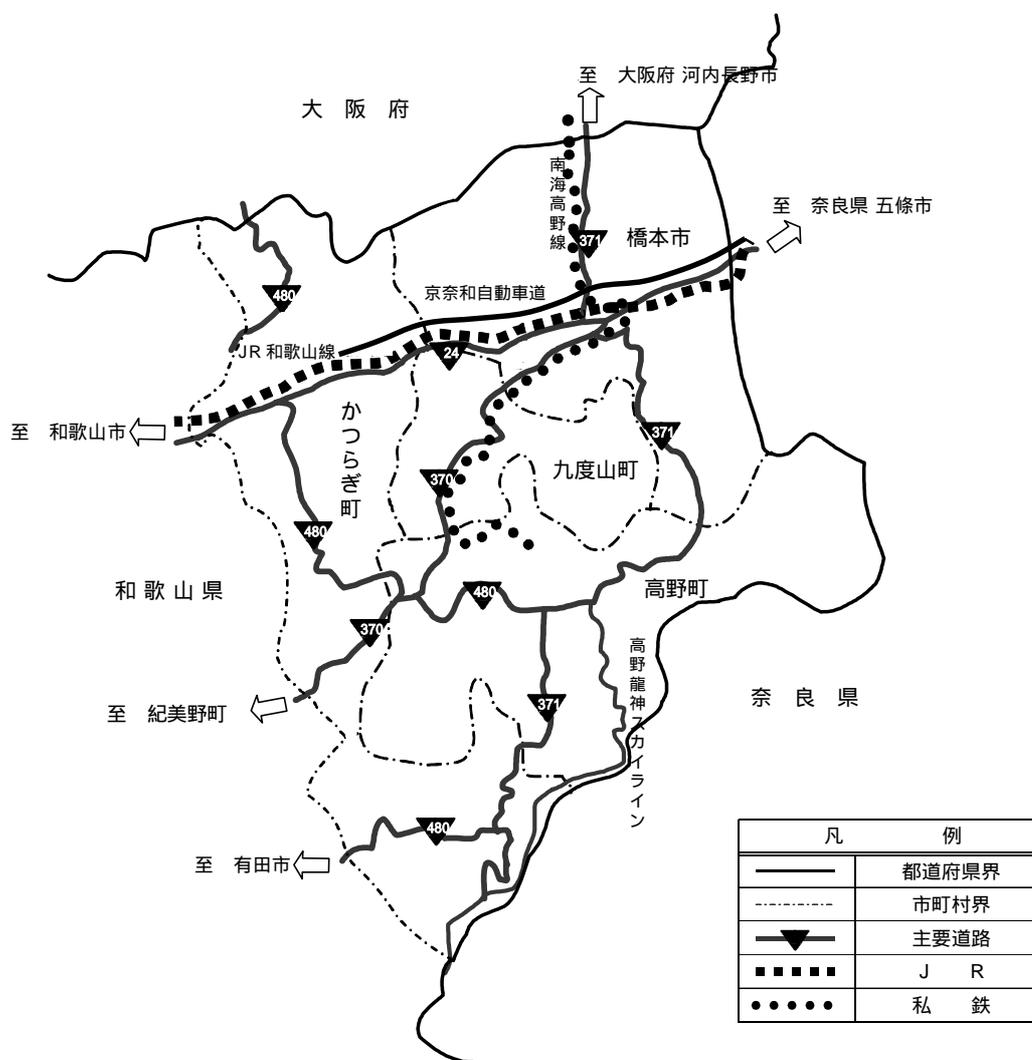


図 2-1-1 構成市町の位置

2. 気象

本地域の気候は、瀬戸内海式気候帯に属し、県内各地と比較すると年間の気温の差が大きく、内陸性気候の傾向を示しています。

本地域には、かつらぎ地域気象観測所があり、表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示すように過去 5 年間（平成 19 年～平成 23 年）の観測結果をみると、年間の平均気温は 14.5～15.1、年間降水量は 1,191～1,915mm、となっています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年次	気温()			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成19年	15.1	37.3	-4.7	1,191
平成20年	14.6	36.7	-4.1	1,279
平成21年	14.8	35.0	-5.0	1,439
平成22年	15.0	37.9	-4.2	1,651
平成23年	14.5	36.1	-4.4	1,915
1月	2.0	9.1	-4.4	8
2月	5.2	19.6	-4.0	80
3月	6.1	20.3	-2.9	77
4月	12.0	26.2	-2.0	100
5月	17.9	28.6	8.1	300
6月	22.4	35.1	14.9	267
7月	25.4	35.2	19.1	239
8月	26.3	36.1	20.0	105
9月	22.5	34.2	10.2	465
10月	16.5	25.6	5.1	120
11月	12.4	25.1	1.0	120
12月	5.6	17.4	-3.2	34

資料：かつらぎ地域気象観測所

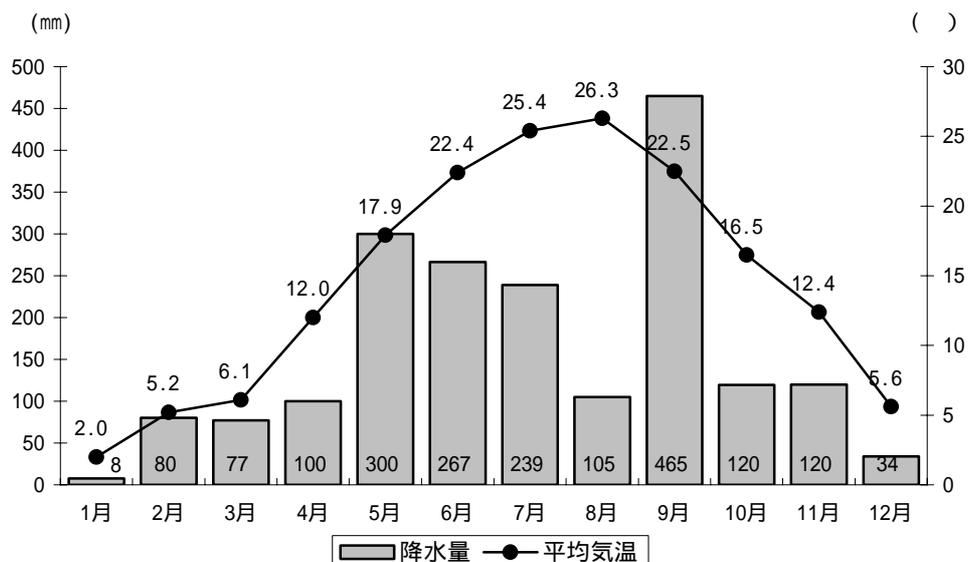


図2-1-1 気温・降水量の状況 (平成 23 年)

第2節 社会環境

1. 人口の動態・分布

(1) 人口と世帯数

過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-2-1及び図2-2-1に示すように、各市町とも人口は減少傾向にあり、平成23年度の組合合計人口は平成14年度に比べ8,250人減少（8%減）しています。

また、世帯数については、九度山町及び高野町では減少しているものの、橋本市及びかつらぎ町では増加しており、平成23年度の組合合計世帯数は平成14年度に比べ2,097世帯増加（6%増）しています。

表2-2-1 人口と世帯数の実績

年度	橋本市		かつらぎ町		九度山町		高野町		組合合計	
	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯数
H14	71,023	24,212	21,175	7,099	6,059	2,028	4,604	2,055	102,861	35,394
H15	70,631	24,368	20,819	7,064	5,918	2,015	4,514	2,058	101,882	35,505
H16	70,344	24,697	20,547	7,030	5,780	1,991	4,416	2,049	101,087	35,767
H17	69,989	25,029	20,372	7,105	5,655	1,984	4,300	2,030	100,316	36,148
H18	69,622	25,337	20,068	7,144	5,560	1,994	4,198	2,024	99,448	36,499
H19	69,121	25,564	19,777	7,127	5,439	2,002	4,064	1,970	98,401	36,663
H20	68,602	25,781	19,466	7,127	5,334	1,984	3,977	1,945	97,379	36,837
H21	68,211	26,033	19,146	7,139	5,226	1,993	3,903	1,932	96,486	37,097
H22	67,753	26,269	18,823	7,176	5,141	1,989	3,814	1,897	95,531	37,331
H23	67,217	26,468	18,644	7,193	5,054	1,973	3,696	1,857	94,611	37,491

各年度末現在(外国人を含む)

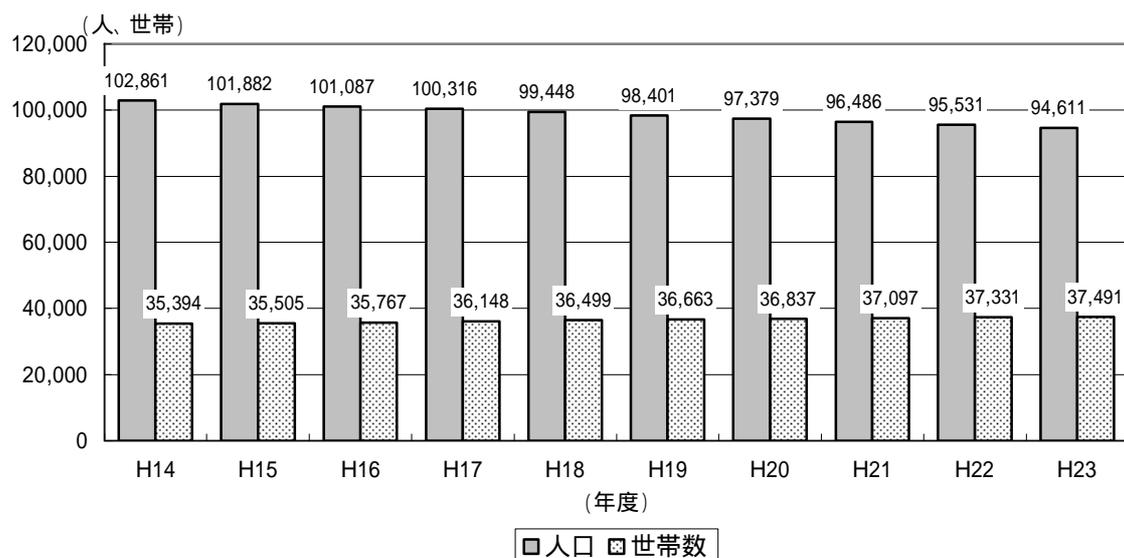


図2-2-1 人口と世帯数の推移(組合合計)

(2) 人口動態

過去5年間における人口動態の推移は、表2-2-2に示すように各市町とも社会減・自然減の状態となっています。

表2-2-2 人口動態の推移

単位:人

区分\年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
橋本市	社会増減	転入者数	1,640	1,640	1,626	1,550	1,487
		転出者数	2,007	2,026	1,864	1,774	1,846
		増減数	367	386	238	224	359
	自然増減	出生	461	483	477	432	446
		死亡	634	667	671	695	655
		増減数	173	184	194	263	209
	その他	46	57	50	31	35	
総増減数	494	513	382	456	533		
かつらぎ町	社会増減	転入者数	380	415	427	370	423
		転出者数	558	562	610	525	454
		増減数	178	147	183	155	31
	自然増減	出生	119	119	113	107	107
		死亡	239	282	254	276	250
		増減数	120	163	141	169	143
その他	0	0	0	0	0		
総増減数	298	310	324	324	174		
九度山町	社会増減	転入者数	108	117	108	101	83
		転出者数	168	177	150	136	121
		増減数	60	60	42	35	38
	自然増減	出生	21	33	27	23	24
		死亡	80	76	95	73	75
		増減数	59	43	68	50	51
その他	0	1	1	4	1		
総増減数	119	104	109	81	88		
高野町	社会増減	転入者数	149	181	209	166	141
		転出者数	245	240	240	223	201
		増減数	96	59	31	57	60
	自然増減	出生	14	25	13	32	21
		死亡	62	57	58	64	77
		増減数	48	32	45	32	56
その他	8	2	3	0	2		
総増減数	136	89	73	89	118		
組合合計	社会増減	転入者数	2,277	2,353	2,370	2,187	2,134
		転出者数	2,978	3,005	2,864	2,658	2,622
		増減数	701	652	494	471	488
	自然増減	出生	615	660	630	594	598
		死亡	1,015	1,082	1,078	1,108	1,057
		増減数	400	422	448	514	459
その他	54	58	54	35	34		
総増減数	1,047	1,016	888	950	913		

資料:住民基本台帳(各年度末現在、外国人を含まない)

(3) 年齢別人口

平成22年国勢調査による年齢別人口の状況は、表2-2-3及び図2-2-2に示すように、各市町とも65歳以上の老年人口比率が全国平均を上回っており、かつらぎ町、九度山町及び高野町の老年人口比率は30%以上と高くなっています。

表2-2-3 年齢別人口の状況

単位:人

年齢区分	本組合					和歌山県	全国
	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	組合合計		
年少人口 (0～14歳)	8,739	1,946	471	259	11,415	128,005	16,803,444
	13.2%	10.7%	9.5%	6.6%	12.2%	12.9%	13.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	41,434	10,393	2,698	2,241	56,766	594,573	81,031,800
	62.6%	57.0%	54.5%	56.9%	60.9%	59.8%	63.8%
老年人口 (65歳以上)	15,979	5,883	1,783	1,439	25,084	270,846	29,245,685
	24.2%	32.3%	36.0%	36.5%	26.9%	27.3%	23.0%

注)年齢不詳を除く

資料:国勢調査(平成22年10月1日現在)

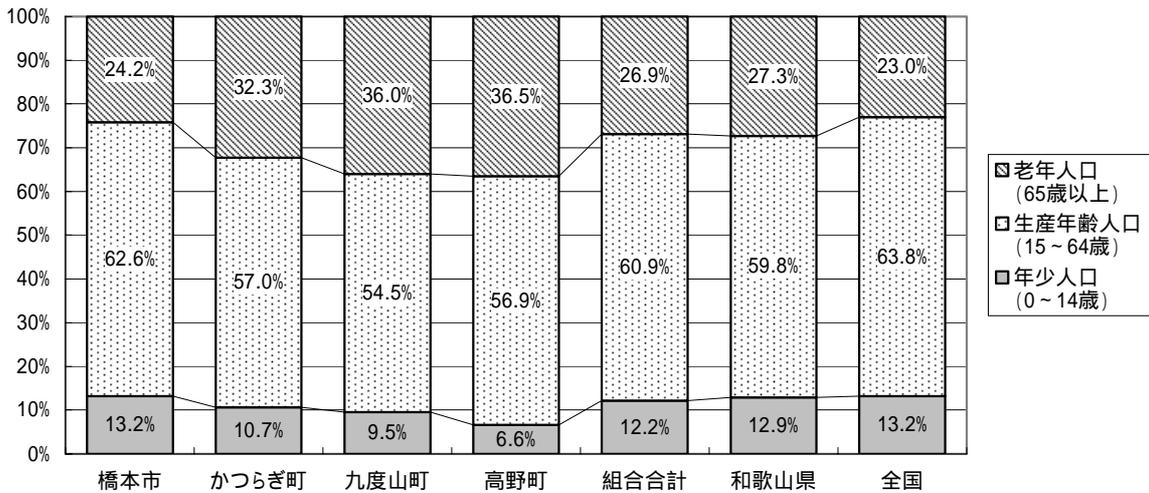


図2-2-2 年齢別人口

2. 産業の動向

(1) 事業所数

平成21年経済センサス基礎調査による事業所数及び従業者数は、表2-2-4に示すように第三次産業に係る事業所数及び従業者数が約8割を占めています。業種別では、事業所数、従業者数共に卸売・小売業が最も多く、次いで製造業となっています。

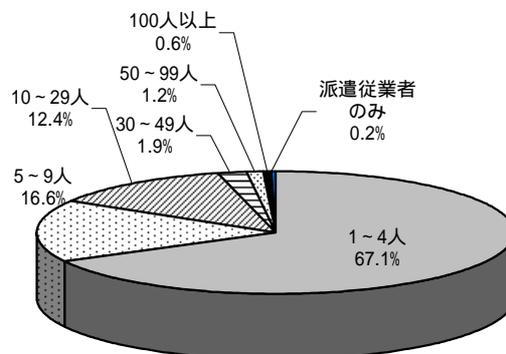
また、従業者規模別の事業所数は、図2-2-3に示すように従業員4人以下の事業所数が7割近くを占めています。

表2-2-4 事業所数及び従業者数

単位：事業所、人

区 分	橋本市		かつらぎ町		九度山町		高野町		組合合計				
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
総 数	2,844	20,736	997	7,103	251	1,365	420	2,820	4,512	100.0%	32,024	100.0%	
第一産業	農業、林業	6	18	13	127	4	16	2	55	25	0.6%	216	0.7%
	漁業					1	2			1	0.0%	2	0.0%
	計	6	18	13	127	5	18	2	55	26	0.6%	218	0.7%
第二産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	3	1	7					2	0.0%	10	0.0%
	建設業	214	936	129	628	40	170	36	154	419	9.3%	1,888	5.9%
	製造業	341	2,380	120	1,700	30	172	29	128	520	11.6%	4,380	13.7%
	計	556	3,319	250	2,335	70	342	65	282	941	20.9%	6,278	19.6%
第三産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	174	4	54	1	15	1	12	13	0.3%	255	0.8%
	情報通信業	14	50	2	12			1	20	17	0.4%	82	0.3%
	運輸業、郵便業	45	1,006	18	335	3	42	11	114	77	1.7%	1,497	4.7%
	卸売業、小売業	785	4,704	264	1,217	71	236	144	578	1,264	28.1%	6,735	21.0%
	金融業、保険業	43	440	8	68	3	17	2	20	56	1.2%	545	1.7%
	不動産業、物品賃貸業	159	361	38	92	10	21	6	7	213	4.7%	481	1.5%
	学術研究、専門・技術サービス業	80	281	19	60	9	12	4	13	112	2.5%	366	1.1%
	宿泊業、飲食サービス業	295	1,874	92	431	16	55	52	259	455	10.1%	2,619	8.2%
	生活関連サービス業、娯楽業	249	1,239	90	351	13	20	20	47	372	8.2%	1,657	5.2%
	教育、学習支援業	175	1,618	45	413	13	76	12	233	245	5.4%	2,340	7.3%
	医療、福祉	208	3,552	65	893	12	350	14	163	299	6.6%	4,958	15.5%
	複合サービス事業	17	331	9	102	4	29	3	24	33	0.7%	486	1.5%
	サービス業(他に分類されないもの)	181	991	67	250	18	52	74	894	340	7.5%	2,187	6.8%
公務(他に分類されるものを除く)	24	778	13	363	3	80	9	99	49	1.1%	1,320	4.1%	
計	2,282	17,399	734	4,641	176	1,005	353	2,483	3,545	78.5%	25,528	79.7%	

資料：平成21年経済センサス-基礎調査(平成21年7月1日調査)



資料：平成21年経済センサス-基礎調査(平成21年7月1日調査)

図2-2-3 従業者規模別事業所数(組合合計)

(2) 観光客数

本地域には世界文化遺産登録がなされている高野山内及び高野山町石道周辺があり、表2-2-5及び図2-2-4に示すように年間約300万人以上の観光客が訪れており、その大半は日帰客となっています。なお、高野町では宿泊客数が他市町に比べてかなり多くなっています。

表2-2-5 観光客数の推移

単位:人

区分\年次		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
橋本市	宿泊客	27,430	26,661	24,677	23,694	20,218
	日帰客	954,321	913,152	859,282	900,509	932,970
かつらぎ町	宿泊客	38,045	38,557	41,723	31,929	27,575
	日帰客	1,007,994	1,080,908	1,083,291	1,008,263	1,018,945
九度山町	宿泊客	4,970	3,892	3,798	3,795	3,731
	日帰客	143,175	184,223	196,510	223,090	229,857
高野町	宿泊客	280,525	313,131	318,064	310,184	315,475
	日帰客	927,501	934,529	907,688	954,993	969,540
組合合計	宿泊客	350,970	382,241	388,262	369,602	366,999
	日帰客	3,032,991	3,112,812	3,046,771	3,086,855	3,151,312

資料:和歌山県観光振興課「観光客動態調査報告書」

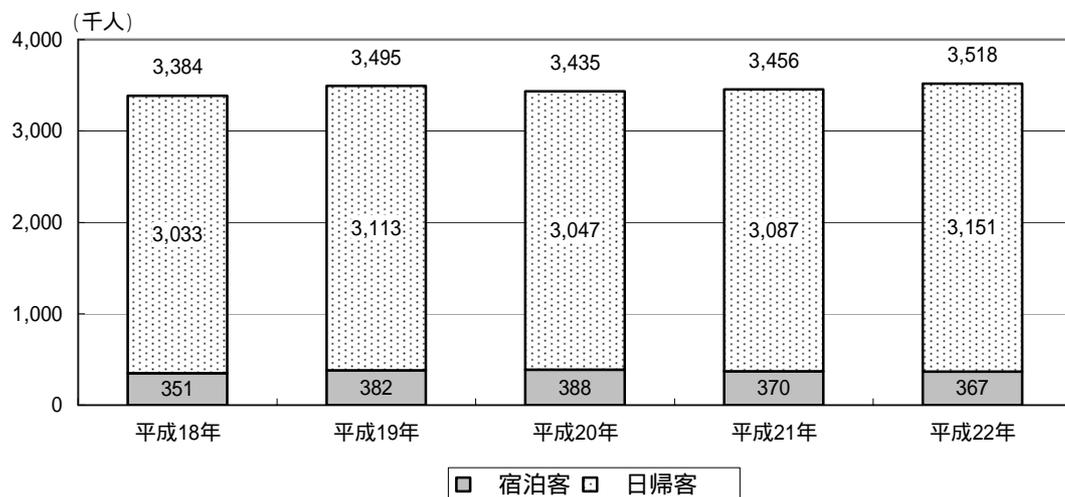


図2-2-4 観光客数の推移 (組合合計)

3. 土地利用状況

平成23年における地目別面積は、表2-2-6及び図2-2-5に示すように山林が約6割、田畑等の農地が約1割を占めています。

また、構成市町の都市構造特性は以下のとおりです。

橋本市は大阪都心部と鉄道で結ばれており、都心部への通勤圏となっています。そのため沿線の丘陵部ではニュータウン開発が進んでいます。

かつらぎ町は、平地部や傾斜度の低い丘陵地が紀の川右岸に多く、町域の北部や紀の川左岸の南部は山地部となっています。市街地は、紀の川沿いに形成されていますが、町域の多くは森林となっています。

九度山町の市街地は、紀の川沿いにまとまって形成されているほか、山間部にも集落が点在しています。

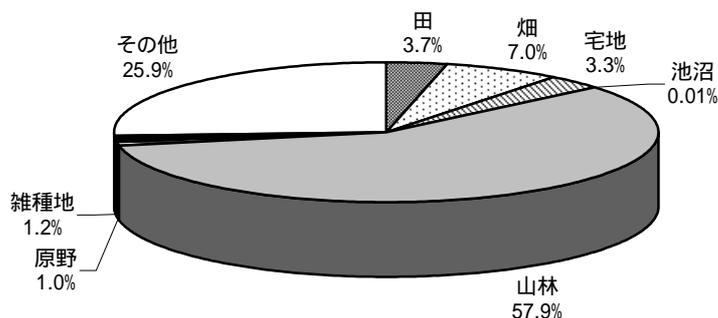
高野町の山上地区は国有林に囲まれ、産業、文化、経済の中心地となっています。山外地区では、各集落が点在しており、富貴地区は丹生川沿いに集落を形成しています。

表2-2-6 地目別面積

単位: km²

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総数
橋本市	10.22	7.93	9.58	0.04	54.37	0.87	3.27	18.86	105.15
かつらぎ町	3.34	17.48	3.65	0.01	60.74	0.21	1.31	64.99	151.73
九度山町	1.39	3.58	0.74	0.00	28.26	0.17	0.25	9.72	44.12
高野町	1.18	1.47	0.64	0.00	109.89	2.97	0.50	19.89	136.55
組合合計	16.13	30.47	14.62	0.05	253.27	4.22	5.33	113.46	437.55

資料: 和歌山県統計書(平成24年版) 平成23年1月1日現在



和歌山県統計書(平成24年版) 平成23年1月1日現在

図2-2-5 地目別面積割合(組合合計)

4. 組合構成市町の総合計画等

(1) 橋本市

平成20年3月に策定された「橋本市長期総合計画」の概要は、表2-2-7に示すとおりです。

表2-2-7 橋本市長期総合計画の概要

計画期間：平成20年度～平成29年度
目標人口：平成29年 67,000人
まちの将来像：時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本
まちづくりの基本目標
市民の力が生きるまちづくり
健やかで安心して暮らせるまちづくり
豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり
活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり
個性ある人と文化を育むまちづくり

(2) かつらぎ町

平成16年12月に策定された「かつらぎ町長期総合計画」の概要は、表2-2-8に示すとおりです。

表2-2-8 かつらぎ町長期総合計画の概要

計画期間：平成15年度～平成24年度
目標人口：平成24年 18,000人
まちの将来像：とびっきりの自然と笑顔があふれる町 かつらぎ
施策の大綱
豊かな自然を生かす快適なまちづくり
心がかよう安心のまちづくり
歴史と文化のかおるまちづくり
活力を生むまちづくり
人々の活動を支えるまちづくり
みんなで進める住民参加のまちづくり

(3) 九度山町

平成 24 年 3 月に策定された「九度山町第 4 次長期総合計画」の概要は、表 2-2-9 に示すとおりです。

表2-2-9 九度山町第 4 次長期総合計画の概要

目標年度：平成 32 年度
目標人口：平成 32 年度 4,500 人
まちの将来像：「知恵と対話」で守り創造する 自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山
計画目標
元気ある交流のまちづくり
自然の実りを活かした産業の振興
安全・安心でうるおいのあるまちづくり
豊かなこころを育む教えと学びのまちづくり
健やかでやすらぎのあるまちづくり
住民との協働と効率的な行財政運営等の推進

(4) 高野町

平成 22 年 5 月に策定された「第 3 次高野町長期総合計画」の概要は、表 2-2-10 に示すとおりです。

表2-2-10 第 3 次高野町長期総合計画の概要

目標年度：平成 30 年度
目標人口：平成 30 年 4,000 人
まちの将来像：歴史と文化を守り伝える“こころ”豊かな高野町
基本目標
こころふれあう健康と安心のまちづくり
まちの誇りを次世代へ伝え育てる魅力あるまちづくり
歴史・伝統に培われた風格と魅力ある快適なまちづくり
産業の育成による豊かなまちづくり
人々との交流による活力あるまちづくり

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理事業の概要

1. ごみの分別区分とごみ処理フロー

本組合のごみ分別区分とごみ処理フローは表3-1-1及び図3-1-1に示すとおりです。構成市町で分別収集されたごみは、本組合の「橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）」（以下「組合施設」という。）において処理しています。なお、構成市町の埋立ごみ、橋本市の廃食用油及びかつらぎ町の古紙・古布類と生ビンについては、各市町において処分又は資源化しています。

表3-1-1 ごみの分別区分

分別区分	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	備考	
収集対象品目	可燃ごみ					
	粗大(可燃)ごみ				一番長い辺が30cmを超えるもの	
	粗大(破碎選別)ごみ					
	破碎選別ごみ				一番長い辺が30cm未満のもの	
	ペットボトル				PETマークの表示があるもの	
	ビン類(無色・茶色・その他の色)		(生ビン含む)		飲料用、食品用のビン類	
	缶類(スチール)				スチールマークの表示があるもの	
	缶類(アルミ)	- 注)			アルミマークの表示があるもの	
	その他プラ製容器包装				プラマークの表示があるもの	
	古紙類等	- 注)	古紙・古布類	- 注)	古紙・古布類	古紙：新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック
	有害危険ごみ					蛍光灯、乾電池、水銀体温計、電球、カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライター
	廃食用油		-	-	-	
	埋立ごみ					ガラス類、陶磁器類、その他
集団回収品目	アルミ缶 古紙・古布類	古紙・古布類	アルミ缶 古紙類	-	助成制度によるもの	
組合施設で受入できないもの	処理困難物	ピアノ、機械油・塗料などの液体、農薬・化学薬品の入ったビン類等				
	農業用機械器具類	草刈機、動噴、エンジン付一輪車、農業用ビニール類等				
	リサイクル推奨品目	・二輪車リサイクル：オートバイ、バイク ・家電リサイクル：テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン(クーラー、室外機含む) ・パソコンリサイクル：デスクトップ型パソコン、ノートパソコン ・リサイクル推奨品：消火器、タイヤ、バッテリー				
	処理不適物	プロパンガスボンベ等				

注) 組合施設への直接搬入は行われています。

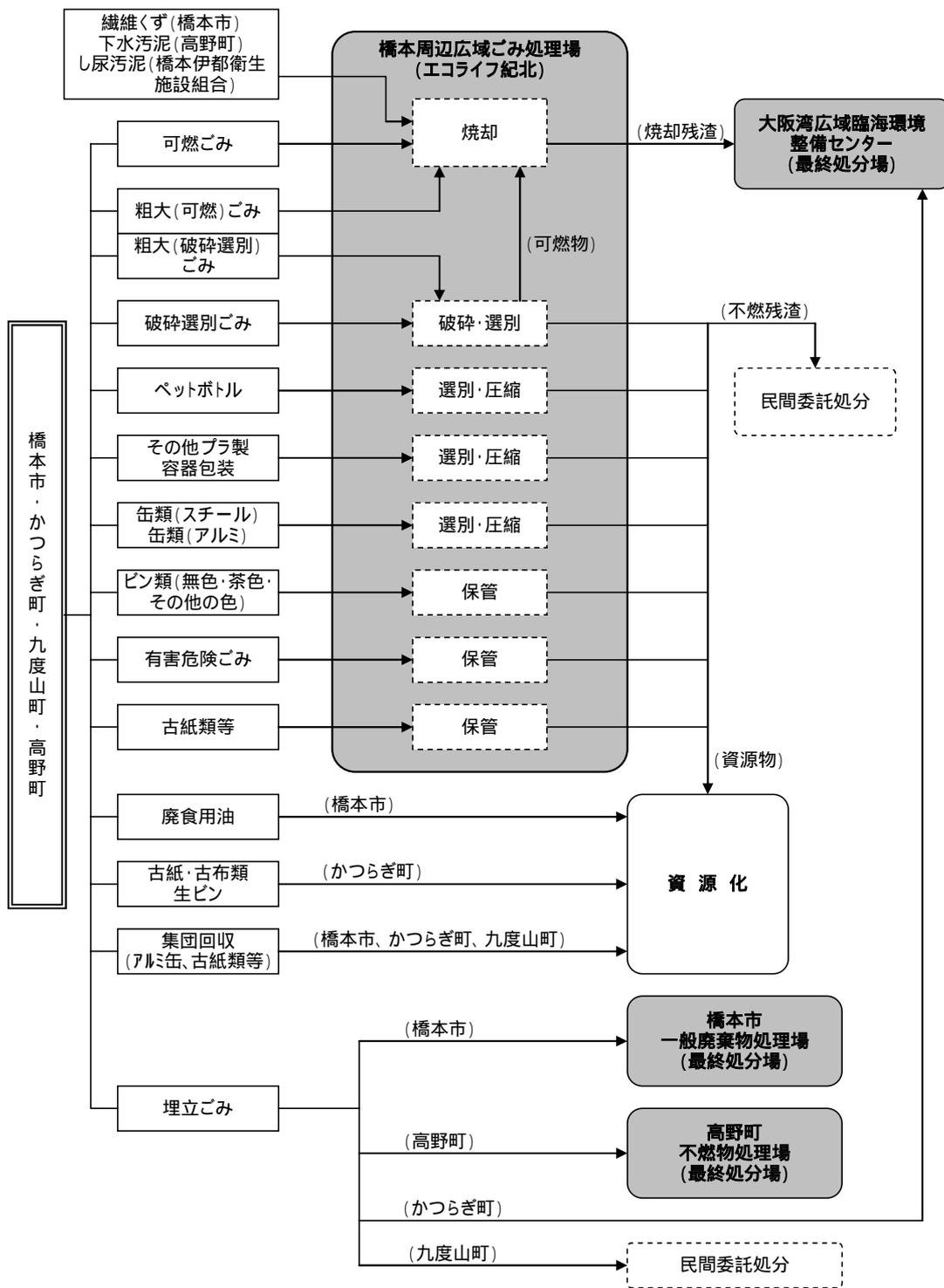


図3-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ処理体制

ごみの種類毎の収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営・維持管理体制は表3-1-2に示すとおりです。

ごみの収集・運搬は、構成市町（直営・委託業者・許可業者・持込）において行っており、中間処理については本組合が主体となっています。埋立ごみについては、構成市町（直営・委託）において埋立処分されています。

表3-1-2 ごみの処理主体

分別区分		収集・運搬				中間処理	最終処分 資源化
		橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町		
可燃ごみ	家庭系ごみ	直営・委託 持込	委託・持込	委託・持込	委託・持込	橋本周辺広域 市町村圏組合	焼却残渣：委託（大阪湾広域臨海環境整備センター）
	事業系ごみ	許可・持込	委託・持込	委託・持込	委託・持込		
粗大（可燃）ごみ	家庭系ごみ	直営・持込	直営・持込	委託・持込	委託・持込	橋本周辺広域 市町村圏組合	焼却残渣：委託（大阪湾広域臨海環境整備センター）
	事業系ごみ	許可・持込	持込	委託・持込	委託・持込		
粗大（破碎選別） ごみ	家庭系ごみ	直営・持込	委託・持込	委託・持込	委託・持込	橋本周辺広域 市町村圏組合	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	-	-	-	-		
破碎選別ごみ	家庭系ごみ	委託・持込	委託・持込	委託・持込	委託・持込	橋本周辺広域 市町村圏組合	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	-	-	-	-		
ペットボトル	家庭系ごみ	委託・持込	直営・持込	委託・持込	委託	橋本周辺広域 市町村圏組合	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	許可・持込	-	委託・持込	持込		
ビン類（無色・茶 色・その他の色）	家庭系ごみ	直営・持込	委託・持込	委託・持込	委託	橋本周辺広域 市町村圏組合	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	許可・持込	-	委託・持込	持込		
缶類（スチール）	家庭系ごみ	直営・持込	委託・持込	委託・持込	委託	橋本周辺広域 市町村圏組合	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	許可・持込	-	委託・持込	持込		
缶類（アルミ）	家庭系ごみ	集団回収 持込	委託・持込	集団回収 委託・持込	委託	アルミ缶（集団回収 分）、古紙類等（集団 回収分、かつらぎ町 分）、生ビン（かつらぎ 町）は直接業者回収	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	許可・持込	-	集団回収 委託・持込	持込		
その他プラ製 容器包装	家庭系ごみ	委託・持込	直営・持込	委託・持込	委託	アルミ缶（集団回収 分）、古紙類等（集団 回収分、かつらぎ町 分）、生ビン（かつらぎ 町）は直接業者回収	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	-	-	-	-		
古紙類等	家庭系ごみ	集団回収 持込	集団回収 委託・持込	集団回収 持込	委託・持込	アルミ缶（集団回収 分）、古紙類等（集団 回収分、かつらぎ町 分）、生ビン（かつらぎ 町）は直接業者回収	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	許可・持込	-	集団回収 持込	持込		
有害危険ごみ	家庭系ごみ	直営・持込	委託・持込	委託・持込	委託	橋本周辺広域 市町村圏組合	不燃残渣：委託 資源化物：資源 再生業者
	事業系ごみ	-	-	-	-		
廃食用油	家庭系ごみ	直営	-	-	-	橋本市（BDF化）	橋本市（燃料利用）
埋立ごみ	家庭系ごみ	直営・委託	委託・持込	委託・持込	委託・持込	-	橋本市：直営 かつらぎ町：委託 九度山町：委託 高野町：直営
	事業系ごみ	-	-	-	-		

3. ごみ処理の実績

(1) 総排出量の実績

構成市町における過去5年間の総排出量（収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量）の実績は、図3-1-2及び表3-1-3に示すとおりです。

組合全体の総排出量（t/年）は過去5年間で減少しており、特に組合施設が稼働開始した平成21年度では大きく減少していますが、平成23年度においては僅かに増加しています。

また、高野町では、高野山を訪れる観光客（宿泊客）が多いため1人1日当たりの総排出量が他の市町よりも多くなっています。

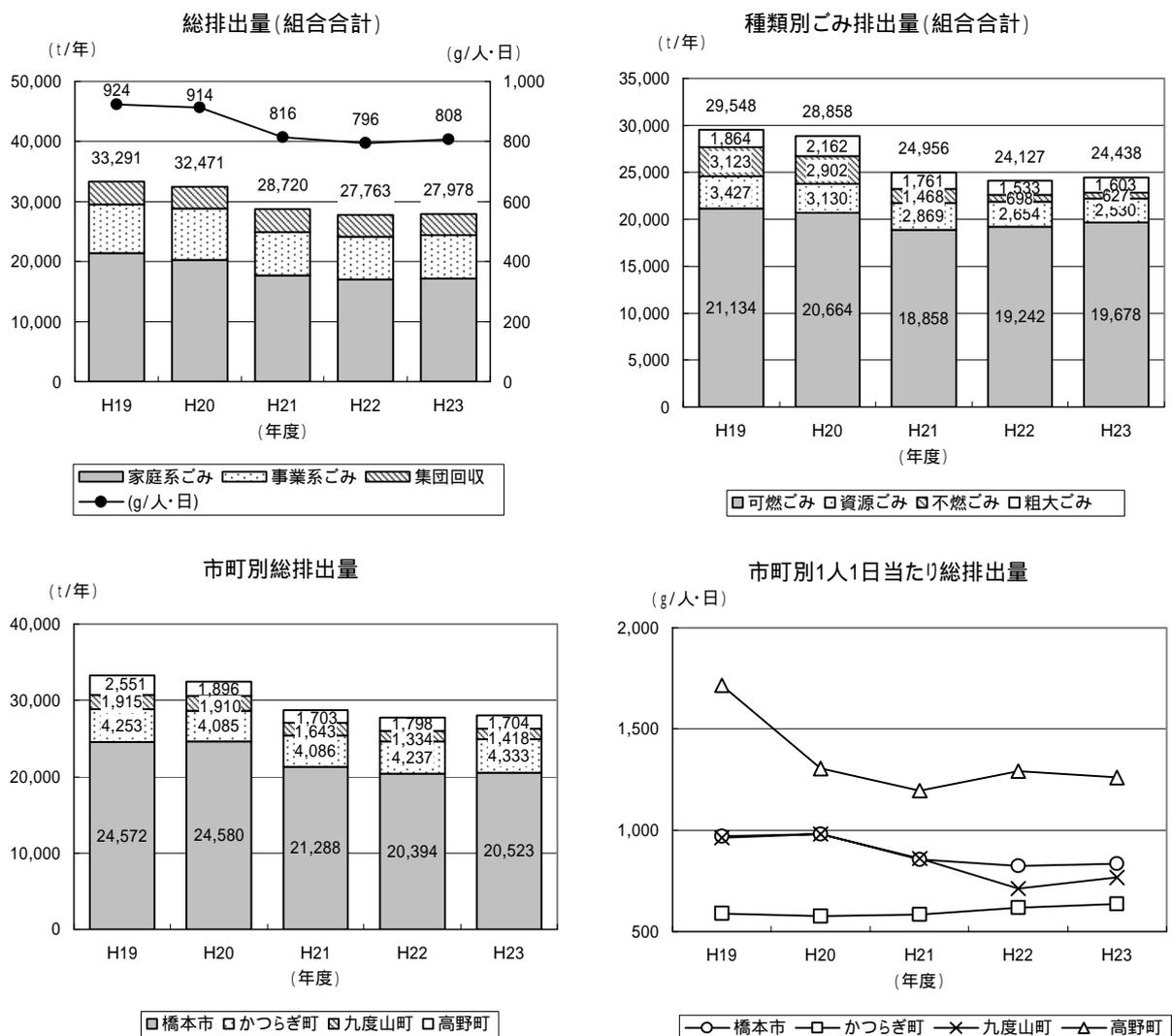


図3-1-2 総排出量の推移

表3-1-3 総排出量の実績

区分\年度			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考	
橋本市	人口		人	69,121	68,602	68,211	67,753	67,217	年度末現在(外国人含む)
	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	11,127	10,774	9,736	9,648	9,790	
		資源ごみ	t/年	1,694	1,539	1,514	1,492	1,449	破碎選別・有害危険含む
		不燃ごみ	t/年	2,204	2,061	872	384	339	埋立ごみ
		粗大ごみ	t/年	528	475	377	363	375	
		計	t/年	15,553	14,849	12,499	11,887	11,953	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	4,783	5,267	4,631	4,795	4,926	
		資源ごみ	t/年	250	230	241	215	200	破碎選別・有害危険含む
		不燃ごみ	t/年	76	79	91	0	0	埋立ごみ
		粗大ごみ	t/年	914	1,232	734	555	617	
		計	t/年	6,023	6,808	5,697	5,565	5,743	
	廃食用油(家庭系・事業系)		t/年		2	21	26	26	
	ごみ排出量		t/年	21,576	21,659	18,217	17,478	17,722	
	集団回収量		t/年	2,996	2,921	3,071	2,916	2,801	
総排出量		t/年	24,572	24,580	21,288	20,394	20,523		
		g/人・日	971	982	855	825	834		
かつらぎ町	人口		人	19,777	19,466	19,146	18,823	18,644	年度末現在(外国人含む)
	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	2,150	2,115	2,139	2,242	2,336	
		資源ごみ	t/年	603	569	499	460	435	
		不燃ごみ	t/年	331	286	240	202	217	破碎選別、有害危険含む
		粗大ごみ	t/年	34	32	117	206	207	
		計	t/年	3,118	3,002	2,995	3,110	3,195	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	480	475	492	519	521	
		資源ごみ	t/年						
		不燃ごみ	t/年						
		粗大ごみ	t/年						
		計	t/年	480	475	492	519	521	
	ごみ排出量		t/年	3,598	3,477	3,487	3,629	3,716	
	集団回収量		t/年	655	608	599	608	617	
	総排出量		t/年	4,253	4,085	4,086	4,237	4,333	
		g/人・日	588	575	585	617	635		
九度山町	人口		人	5,439	5,334	5,226	5,141	5,054	年度末現在(外国人含む)
	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	520	488	640	737	807	
		資源ごみ	t/年	320	364	176	72	62	
		不燃ごみ	t/年	412	376	165	12	21	破碎選別、有害危険含む
		粗大ごみ	t/年	388	423	495	365	363	
		計	t/年	1,640	1,651	1,476	1,186	1,253	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	183	175	72	31	40	
		資源ごみ	t/年	0	0	1	1	2	
		不燃ごみ	t/年						
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	4	1	
		計	t/年	183	175	73	36	43	
	ごみ排出量		t/年	1,823	1,826	1,549	1,222	1,296	
	集団回収量		t/年	92	84	94	112	122	
	総排出量		t/年	1,915	1,910	1,643	1,334	1,418	
		g/人・日	962	981	861	711	767		
高野町	人口		人	4,064	3,977	3,903	3,814	3,696	年度末現在(外国人含む)
	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	861	580	523	589	584	
		資源ごみ	t/年	232	180	188	182	166	粗大破碎選別、破碎選別、有害危険含む
		不燃ごみ	t/年	41	42	42	42	21	埋立ごみ
		粗大ごみ	t/年	0	0	18	17	15	可燃性粗大
		計	t/年	1,134	802	771	830	786	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	1,030	790	625	681	674	
		資源ごみ	t/年	328	246	229	206	190	粗大破碎選別、破碎選別、有害危険含む
		不燃ごみ	t/年	59	58	58	58	29	埋立ごみ
		粗大ごみ	t/年	0	0	20	23	25	
		計	t/年	1,417	1,094	932	968	918	
	ごみ排出量		t/年	2,551	1,896	1,703	1,798	1,704	
	集団回収量		t/年						
	総排出量		t/年	2,551	1,896	1,703	1,798	1,704	
		g/人・日	1,715	1,306	1,195	1,292	1,260		
組合合計	人口		人	98,401	97,379	96,486	95,531	94,611	年度末現在(外国人含む)
	家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	14,658	13,957	13,038	13,216	13,517	
		資源ごみ	t/年	2,849	2,654	2,398	2,232	2,138	廃食用油含む
		不燃ごみ	t/年	2,988	2,765	1,319	640	598	
		粗大ごみ	t/年	950	930	1,007	951	960	
		計	t/年	21,445	20,306	17,762	17,039	17,213	
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	6,476	6,707	5,820	6,026	6,161	
		資源ごみ	t/年	578	476	471	422	392	
		不燃ごみ	t/年	135	137	149	58	29	
		粗大ごみ	t/年	914	1,232	754	582	643	
		計	t/年	8,103	8,552	7,194	7,088	7,225	
	ごみ排出量		t/年	29,548	28,858	24,956	24,127	24,438	
	集団回収量		t/年	3,743	3,613	3,764	3,636	3,540	
	総排出量		t/年	33,291	32,471	28,720	27,763	27,978	
		g/人・日	924	914	816	796	808		

注) 橋本市では、生活系ごみと事業系ごみ・直接搬入ごみに区分していますが、本計画では家庭系ごみと事業系ごみの表現に統一しています。資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの区分は、各市町によって異なります。

(2) ごみ処理量の実績

構成市町における過去5年間のごみ処理量の実績は、図3-1-3及び表3-1-4に示すとおりです。

焼却処理量は、平成21年度までは減少していますが、平成22年度以降は増加しており、最終処分量と総資源化量は平成21年度以降減少しています。

リサイクル率(総資源化量÷総排出量)も、平成21年度以降は僅かに減少しており、平成23年度では22.1%となっています。

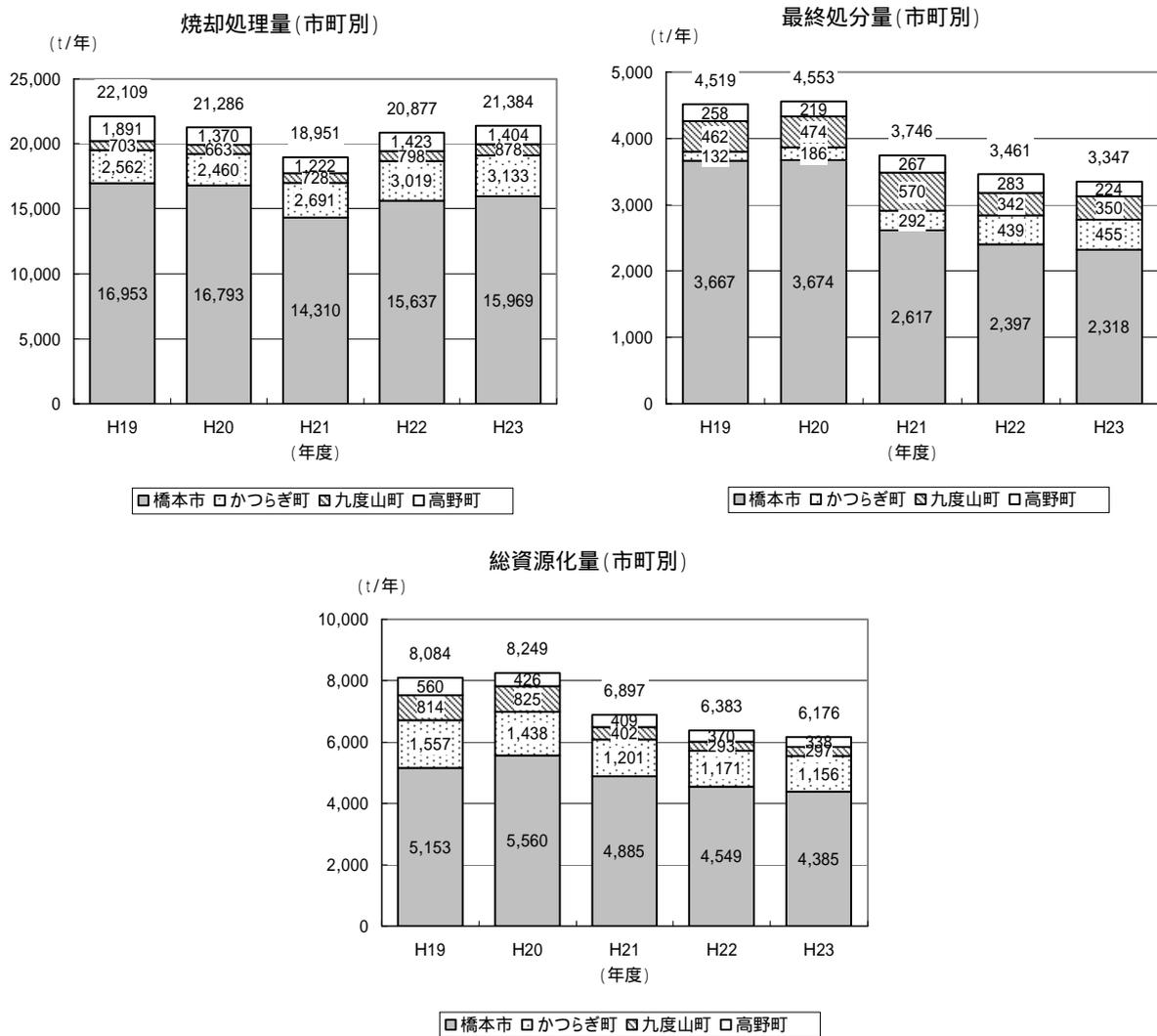


図3-1-3 ごみ処理量の推移

表3-1-4 ごみ処理量の実績

区分\年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考	
橋本市	総排出量	t/年	24,572	24,580	21,288	20,394	20,523	
	焼却処理量	t/年	16,953	16,793	14,310	15,637	15,969	繊維くず含む
	総資源化量	t/年	5,153	5,560	4,885	4,549	4,385	: 集団回収量含む
		リサイクル率	%	21.0%	22.6%	22.9%	22.3%	21.4%
	最終処分量	t/年	3,667	3,674	2,617	2,397	2,318	
		最終処分率	%	14.9%	14.9%	12.2%	11.6%	11.2%
かつらぎ町	総排出量	t/年	4,253	4,085	4,086	4,237	4,333	
	焼却処理量	t/年	2,562	2,460	2,691	3,019	3,133	
	総資源化量	t/年	1,557	1,438	1,201	1,171	1,156	: 集団回収量含む
		リサイクル率	%	36.6%	35.2%	29.4%	27.6%	26.7%
	最終処分量	t/年	132	186	292	439	455	
		最終処分率	%	3.1%	4.6%	7.1%	10.4%	10.5%
九度山町	総排出量	t/年	1,915	1,910	1,643	1,334	1,418	
	焼却処理量	t/年	703	663	728	798	878	
	総資源化量	t/年	814	825	402	293	297	: 集団回収量含む
		リサイクル率	%	42.5%	43.2%	24.5%	22.0%	20.9%
	最終処分量	t/年	462	474	570	342	350	
		最終処分率	%	24.1%	24.8%	34.7%	25.6%	24.7%
高野町	総排出量	t/年	2,551	1,896	1,703	1,798	1,704	
	焼却処理量	t/年	1,891	1,370	1,222	1,423	1,404	: 下水污泥含む
	総資源化量	t/年	560	426	409	370	338	
		リサイクル率	%	22.0%	22.5%	24.0%	20.6%	19.8%
	最終処分量	t/年	258	219	267	283	224	
		最終処分率	%	10.1%	11.6%	15.5%	15.1%	12.6%
組合合計	総排出量	t/年	33,291	32,471	28,720	27,763	27,978	
	焼却処理量	t/年	22,109	21,286	18,951	20,877	21,384	: し尿污泥を除く
	総資源化量	t/年	8,084	8,249	6,897	6,383	6,176	: 集団回収量含む
		リサイクル率	%	24.3%	25.4%	24.0%	23.0%	22.1%
	最終処分量	t/年	4,519	4,553	3,746	3,461	3,347	
		最終処分率	%	13.6%	14.0%	12.9%	12.3%	11.9%

注) 橋本市の繊維くずの量は、平成21年度が204t、平成22年度が184t、平成23年度が143tです。
高野町の下水污泥の量は、平成21年度が23t、平成22年度が77t、平成23年度が70tです。

(3) ごみの性状

組合施設(ごみ焼却施設)に搬入される可燃ごみ等のごみ質分析結果は、表3-1-5及び図3-1-4に示すとおりです。

表3-1-5 ごみ質分析結果

区分\採取年月			平成21年度			平成22年度				平成23年度			
			8月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
ごみ組成	紙・布類	%	39.10	38.01	61.67	57.84	39.14	38.51	36.64	57.04	50.96	47.44	44.79
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	29.30	31.16	17.02	19.70	34.06	19.57	19.78	17.59	24.90	24.11	17.05
	木・竹・わら類	%	13.70	7.79	8.73	1.00	20.58	14.20	20.05	15.97	11.29	21.24	11.93
	厨芥類	%	10.80	10.84	10.29	12.31	0.84	14.58	10.97	5.13	6.00	4.07	13.80
	不燃物類	%	4.00	3.38	0.27	2.14	0.59	0.86	8.38	1.55	5.28	0.31	5.40
	その他	%	3.10	8.82	2.02	7.01	4.79	12.28	4.18	2.72	1.57	2.83	7.03
単位容積重量		kg/m ³	203	187	201	124	122	193	143	175	172	231	168
三成分	水分	%	49.90	48.98	47.29	49.92	31.90	53.74	45.79	49.46	51.85	47.65	47.80
	灰分	%	7.00	7.00	2.33	4.39	9.36	3.13	8.39	5.16	10.01	4.73	6.06
	可燃分	%	43.10	44.02	50.38	45.69	58.74	43.13	45.82	45.38	38.14	47.62	46.14
低位発熱量		kJ/kg	10,348	9,840	7,950	7,630	14,240	6,630	9,220	7,420	5,840	7,310	6,110
		kcal/kg	2,472	2,351	1,899	1,823	3,402	1,584	2,203	1,773	1,395	1,746	1,460

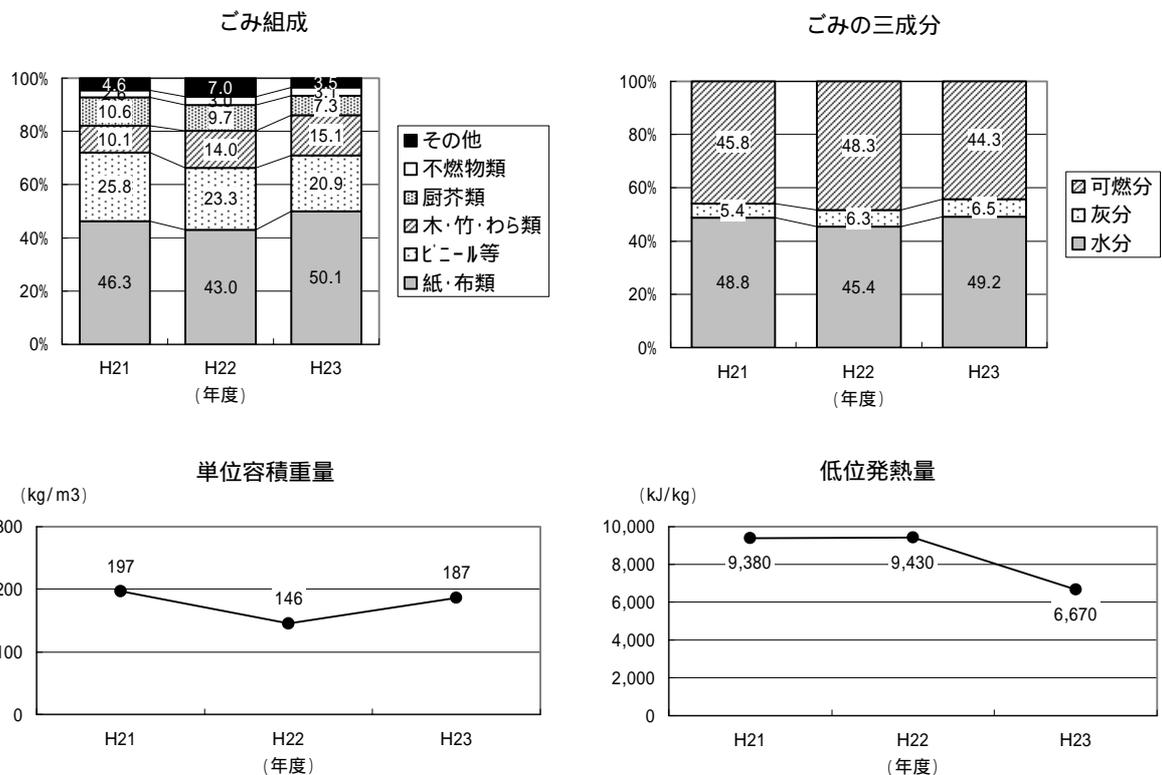


図3-1-4 ごみ質の年度別推移

4. ごみ処理経費

構成市町及び本組合の過去3年間におけるごみ処理経費の実績は、表3-1-6に示すとおりです。

表3-1-6 ごみ処理経費の実績

単位:千円/年

区分\年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
橋本市	建設・改良費	0	324,450	0	組合分担金除く
	処理及び維持管理費	646,164	526,771	467,667	"
	その他	81,839	142,067	63,069	
	組合分担金	450,405	416,189	408,691	
	ごみ処理経費	1,178,408	1,409,477	939,427	
	組合分担金除く	728,003	993,288	530,736	
かつらぎ町	建設・改良費	227	82	0	組合分担金除く
	処理及び維持管理費	139,645	113,853	139,054	"
	その他	20,130	13,324	18,274	
	組合分担金	77,092	71,297	145,769	
	ごみ処理経費	237,094	198,556	303,097	
	組合分担金除く	160,002	127,259	157,328	
九度山町	建設・改良費	0	0	0	組合分担金除く
	処理及び維持管理費	47,128	32,926	30,007	"
	その他	0	0	0	
	組合分担金	39,386	39,270	23,564	
	ごみ処理経費	86,514	72,196	53,571	
	組合分担金除く	47,128	32,926	30,007	
高野町	建設・改良費	173,578	81,989	32,879	組合分担金除く
	処理及び維持管理費	94,497	68,140	67,421	"
	その他	0	0	0	
	組合分担金	58,372	55,237	56,397	
	ごみ処理経費	326,447	205,366	156,697	
	組合分担金除く	268,075	150,129	100,300	
構成市町合計	建設・改良費	173,805	406,521	32,879	組合分担金除く
	処理及び維持管理費	927,434	741,690	704,149	"
	その他	101,969	155,391	81,343	
	組合分担金	625,255	581,993	634,421	
	ごみ処理経費	1,828,463	1,885,595	1,452,792	
	組合分担金除く	1,203,208	1,303,602	818,371	
組合	建設・改良費	1,725,262	0	0	
	処理及び維持管理費	312,727	470,184	485,146	
	その他	83,480	277,694	249,428	
	合計	2,121,469	747,878	734,574	

資料:一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)

第2節 ごみの排出抑制・資源化の状況

1. 排出抑制・資源化の状況

構成市町では、ごみの排出抑制及び資源化を促進するため以下に示す項目について取り組んでいます。

(1) 生ごみの堆肥化・減量化

構成市町では、家庭内での生ごみ減量化を推進するために、表3-2-1に示すように生ごみ処理機器の購入補助や自治会等に対する支援を行っています。

表3-2-1 家庭用生ごみ処理機器の購入助成制度

家庭用生ごみ処理機器等の購入補助制度

項目	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
制度	橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付制度	かつらぎ町生ごみ処理機器購入費補助制度	生ごみ処理機器購入費補助金	家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度
対象機器	生ごみ処理機(電動式・手動式)、コンポスト容器	生ごみ処理機(電動式・手動式)、コンポスト容器	生ごみ処理機(電動式)、コンポスト容器	生ごみ処理機器
補助金	購入価格の1/2(上限3万円)	購入価格の1/2(上限:電動式3万円、コンポスト容器3千円)	電動式:購入価格の1/2(上限3万円) コンポスト容器:上限3千円	購入価格の1/2(上限3万円)

橋本市では、特例措置として覚書を締結し、地区全体で半年以内に可燃ごみの収集回数を週1回以下にする地区の非農家より申請があった場合は、購入額の4/5(上限4万円)

自治会等单位での生ごみ堆肥化支援

橋本市	<p><橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付制度> 対象者:区、自治会 対象活動: 8割以上の世帯で衛生的かつ継続的に生ごみを堆肥化・減量化する堆肥化・減量化された生ごみを有効に活用する 可燃ごみの収集を週1回以下とする 奨励額:区、自治会内の世帯数×年額1,200円</p>
かつらぎ町	<p><生ごみ堆肥化事業「生ごみ0作戦」> 地区単位でコンポストを貸与し、「生ごみ0」を目指した地域ぐるみの取り組み</p>

(2) 集団回収活動

橋本市及びかつらぎ町では、表3-2-2に示すように古紙類等の集団回収活動に対する助成を行っており、九度山町では住民団体による集団回収が行われています。

表3-2-2 集団回収活動の状況

項目	橋本市	かつらぎ町	九度山町
制度	橋本市資源ごみ集団回収助成金交付制度	かつらぎ町資源ごみ集団回収奨励金制度	(九度山町更生保護女性会等による集団回収)
対象者	集団回収実施団体	自治区	
対象品目	古紙類・段ボール・飲料用紙パック・古布類・アルミ缶	新聞・雑誌・段ボール・紙パック、古布類	アルミ缶、段ボール・牛乳パック、新聞・チラシ・雑誌
助成金	1kg当たり3円	1kg当たり5円	-

(3) ごみ有料化

構成市町では、ごみの排出抑制や適正分別の推進等を目的に、表 3-2-3 に示すように家庭系可燃ごみ等の収集を有料化しています。

また、事業系ごみや直接搬入ごみについては、本組合の広域ごみ処理場において表 3-2-4 に示す処理手数料を徴収しています。

表3-2-3 家庭系ごみ有料化の状況

分別区分	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
可燃ごみ	専用指定袋 大:50円/枚(1袋10枚入) 小:30円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 大:50円/枚(1袋20枚入) 小:25円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 大:50円/枚(1袋20枚入) 小:35円/枚(1袋20枚入)	専用指定袋 大:70円/枚(1袋10枚入) 小:50円/枚(1袋10枚入)
粗大(可燃)ごみ	専用シール 三辺が1m未満:100円/枚 三辺が1m以上:200円/枚	収集(予約制) 300円/点 1,500円/5点、3,000円/10点	-	指定シール貼付 30cm以上1m未満:100円/枚 1m以上2m未満:200円/枚
粗大(破碎選別)ごみ		処理券 (無料)		
ペットボトル	専用指定袋 大:15円/枚(1袋10枚入) 小:10円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 50円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 50円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 70円/枚(1袋10枚入)
その他プラ製容器包装	専用指定袋 15円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 50円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 50円/枚(1袋10枚入)	専用指定袋 大:70円/枚(1袋10枚入) 小:50円/枚(1袋10枚入)
埋立ごみ	専用指定袋 15円/枚(1袋5枚入)	-	-	指定シール(任意透明袋) 100円/枚 許可券:軽トラ1車:1,000円

表3-2-4 直接搬入ごみ、事業系ごみ処理手数料(広域ごみ処理場)

区分	手数料	備考
家庭系ごみ	50kgまで:350円、以降10kgごとに70円加算	埋立ごみは受付不可
事業系ごみ	50kgまで:500円、以降10kgごとに100円加算	埋立ごみは受付不可

(4) レジ袋の削減

和歌山県では、事業者、市民団体、行政が一体となってごみの減量と地球温暖化防止を目的に「わかやまノーレジ袋推進協議会」を立上げ、平成 22 年 10 月 1 日から無料配布中止だけでなく、様々な手法でレジ袋の削減に取り組んでいます。

平成 23 年 2 月 1 日時点の参加事業者は 54 事業者 552 店舗であり、レジ袋削減手法として無料配布中止、ポイント付与、割引、声かけ、店内放送、レジ袋の軽量化、マイバッグ等持参運動、ポスター・チラシ掲示等を行っており、本組合地域の構成市町や事業所・店舗等においてもレジ袋の削減に取り組んでいます。

(5) 構成市町独自の取り組み

構成市町において独自に行われている取り組みは、表3-2-5に示すとおりです。

また、橋本市とかつらぎ町では表3-2-6に示すように、ごみ集積施設等の設置に対する補助金の交付制度を設けています。

表3-2-5 構成市町における取り組み状況

橋本市	<p><花と緑のリサイクル事業> 橋本市花と緑のリサイクル事業補助金交付制度 対象者：区、自治会 対象事業：家庭で生じた生ごみ堆肥のうち、当該家庭で使いきれなかった生ごみ堆肥を活用するもの 区内における公共性の高い広場、道路沿い等の人目につく場所において行うもの 植栽した花・木の維持管理を区が行うもの 補助対象：花・木の苗及び種、用土、肥料並びにプランター 補助金額：上記品目の購入費の額又は植付面積(m²)×千円のいずれか低い額(上限：年5万円) 生ごみ堆肥化講習会 橋本市衛生自治会と協働し、生ごみ堆肥のつくり方や使用方法などについて定期的に講習会を開催しています。 生ごみ堆肥化講習会の参加者に堆肥化に必要な器材一式を無料貸出します。 フラワーオフィス事業 「花と緑のまちづくり」の先導的な役割を果たす目的で、生ごみ堆肥を利用し、市庁舎や出先機関の花壇やプランター約1,300個に季節の花を植栽します。</p>
かつらぎ町	<p><出前授業> 町職員が小・中学校を訪れ、ごみ処理の仕組みとその様子についての学習を行っています。 <かつらぎ町もったいない運動推進協議会> ごみ減量や分別リサイクルを「もったいない運動」と位置づけ、3Rの啓発推進に努め、資源の有効利用と自然環境を守ることを目的に設置しました。 <リサイクル市の開催> もったいない運動の啓発活動として、おもちゃ、健康器具、生活用品、園芸用品などの不用品の提供(再使用)しています。</p>
高野町	<p><発泡スチロール減容器の導入> 平成22年7月より、発泡スチロールを減容し、ブロック状に成型した上で、業者に買い取ってもらっています。</p>

表3-2-6 ごみ集積施設等設置に対する補助金制度

橋本市	<p><橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付制度> 対象者：区、自治会 対象活動：市の分別収集計画に協力し、ごみ収集箇所の減少に努め、ごみ収集ボックスの適切な維持管理を行う 補助金：ごみ収集ボックス設置に必要な費用の1/2(上限：10万円)</p>
かつらぎ町	<p><かつらぎ町ごみ集積施設設置補助金交付制度> 対象者：区、自治会 対象活動：ごみ集積施設のごみの飛散を防止し、集積施設周辺の環境美化を図る 補助金：ごみ収集ボックス設置に必要な費用の1/2(上限：10万円)</p>

(6) 資源ごみ等の分別収集

構成市町では、表 3-2-7 に示すように平成 21 年度より組合施設に搬入する資源ごみや破碎選別ごみ等の分別区分を統一し、組合施設において効率的な資源回収を行っています。

表3-2-7 資源ごみ等の分別収集状況

分別品目	中間処理	資源化・再利用
粗大(破碎選別)ごみ 破碎選別ごみ	組合施設において破碎・選別処理 (鉄類、アルミ類、金属製粗大を回収)	民間業者に委託
ペットボトル	組合施設において選別・圧縮処理	民間業者に委託
ビン類 (無色・茶色・その他の色)	組合施設において色別に保管	無色・茶色:民間業者に委託 その他の色:指定法人に委託
缶類(スチール)	組合施設において選別・圧縮処理	民間業者に委託
缶類(アルミ)	組合施設において選別・圧縮処理	民間業者に委託
その他プラ製容器包装	組合施設において選別・圧縮処理	指定法人に委託
古紙類等	組合施設において品目別に保管 かつらぎ町収集分は直接業者回収	民間業者に委託
有害危険ごみ	組合施設において品目別に保管	民間業者に委託
廃食用油(橋本市)	民間施設においてバイオディーゼル燃料化	ごみ収集車の燃料として利用

2. 分別収集・資源化の量

(1) 分別収集量の実績

構成市町の平成22年度及び平成23年度における資源ごみの分別収集量（収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収）の実績は、表3-2-8に示すとおりです。

表3-2-8 分別収集量の実績

単位:t/年

区分\年度		平成22年度	平成23年度	備 考
橋本市	ペットボトル	138	104	
	ビン類	532	521	
	缶類(スチール)	95	94	
	缶類(アルミ)	83	76	直接搬入、集団回収
	その他プラ製容器包装	496	472	
	古紙類等	2,918	2,822	直接搬入、集団回収
	有害危険ごみ	60	64	
	廃食用油	26	26	
	計	4,348	4,179	
かつらぎ町	ペットボトル	37	34	
	ビン類	186	182	
	缶類(スチール)	43	38	
	缶類(アルミ)	29	29	
	その他プラ製容器包装	146	133	
	古紙類等	627	636	直接搬入、集団回収
	有害危険ごみ	19	18	
	計	1,087	1,070	
	九度山町	ペットボトル	7	7
ビン類		32	34	
缶類(スチール)		4	0	
缶類(アルミ)		2	2	
その他プラ製容器包装		26	18	
古紙類等		114	125	直接搬入、集団回収
有害危険ごみ		3	4	
計		188	190	
高野町		ペットボトル	13	11
	ビン類	56	49	
	缶類(スチール)	15	11	
	缶類(アルミ)	8	7	
	その他プラ製容器包装	2	2	
	古紙類等	233	220	
	有害危険ごみ	6	5	
	計	333	305	
	組合合計	ペットボトル	195	156
ビン類		806	786	
缶類(スチール)		157	143	
缶類(アルミ)		122	114	
その他プラ製容器包装		670	625	
古紙類等		3,892	3,803	
有害危険ごみ		88	91	
廃食用油		26	26	橋本市
計		5,956	5,744	

(2) 資源化量の実績

本組合の過去5年間における総資源化量及びリサイクル率は、表3-2-9に示すとおりです。

表3-2-9 総資源化量及びリサイクル率の実績

区分\年度		単位:t/年					備考
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総排出量		33,291	32,471	28,720	27,763	27,978	
組合資源化量	鉄類			219	310	261	
	アルミ類			22	31	26	
	金属製粗大			28	67	150	
	スチール缶プレス			102	149	128	
	アルミ缶プレス			24	39	36	
	無色ビン			251	384	376	
	茶色ビン			228	337	339	
	その他ビン			54	73	86	
	ペットボトル			116	177	127	
	その他プラ			342	574	547	
	古紙			117	182	185	
	古布			24	46	51	
	段ボール			81	133	122	
	有害危険			38	49	50	
	その他未破碎ごみ				59		
計			1,646	2,610	2,484		
構成市町資源化量	橋本市	2,157	2,638	822	27	26	廃食用油
	かつらぎ町	902	831	243	10	24	生ビン、古紙類等
	九度山町	722	741	266	100	102	
	高野町	560	426	156	0	0	
	計	4,341	4,636	1,487	137	152	
集団回収量	橋本市	2,996	2,921	3,071	2,916	2,801	
	かつらぎ町	655	608	599	608	617	
	九度山町	92	84	94	112	122	
	高野町						
	計	3,743	3,613	3,764	3,636	3,540	
総資源化量		8,084	8,249	6,897	6,383	6,176	
リサイクル率		24.3%	25.4%	24.0%	23.0%	22.1%	総資源化量÷総発生量

第3節 収集・運搬の状況

構成市町における収集・運搬体制の現状は、表3-3-1に示すとおりです。

各市町ともステーション方式による収集を行っており、可燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル及びその他プラ製容器包装等については、専用指定袋等による有料化制度を導入しています。

表3-3-1 収集・運搬体制の現状

分別区分	項目	橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町
可燃ごみ	収集主体	直営・委託	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	週1～2回	週1～2回	週2回	週2回
	排出方法	専用指定袋	専用指定袋	専用指定袋	専用指定袋
粗大(可燃)ごみ	収集主体	直営	直営	委託業者	委託業者
	収集頻度	2ヶ月1回	(事前予約)	月3回	月1回
	排出方法	専用シール	(そのまま)	(そのまま)	指定シール貼付
粗大(破碎選別)ごみ	収集主体	直営	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	2ヶ月1回	月1回	月3回	月1回
	排出方法	専用シール	処理券貼付	(そのまま)	指定シール貼付
破碎選別ごみ	収集主体	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	月1回	月1回	月1回	月1回
	排出方法	専用コンテナ	専用指定コンテナ	任意袋・そのまま	専用コンテナ
ペットボトル	収集主体	委託業者	直営	委託業者	委託業者
	収集頻度	月2回	月2回	月1回	月1回
	排出方法	専用指定袋	専用指定袋	専用指定袋	専用指定袋
ビン類(無色・茶色・その他の色)	収集主体	直営	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	月1回	月1回	月1回	月1回
	排出方法	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ
缶類(スチール)	収集主体	直営	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	月1回	月1回	月1回	月1回
	排出方法	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ
缶類(アルミ)	収集主体	-	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	-	月1回	月1回	月1回
	排出方法	-	専用コンテナ	専用コンテナ	専用コンテナ
その他プラ製容器包装	収集主体	委託業者	直営	委託業者	委託業者
	収集頻度	週1回	月2回	月1回	月1回
	排出方法	専用指定袋	専用指定袋	専用指定袋	専用指定袋
古紙類等	収集主体	-	委託業者	-	委託業者
	収集頻度	-	月2回	-	月1回
	排出方法	-	紐で結束	-	紐で結束
有害危険ごみ	収集主体	直営	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	月1回	月1回	2ヶ月1回	月1回
	排出方法	専用コンテナ	専用コンテナ	任意袋	専用コンテナ
廃食用油	収集主体	直営	-	-	-
	収集頻度	月1回	-	-	-
	排出方法	専用コンテナ	-	-	-
埋立ごみ	収集主体	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
	収集頻度	2ヶ月1回	月1回	2ヶ月1回	月1回
	排出方法	専用指定袋	専用コンテナ	任意袋	任意透明袋(指定シール貼付)

第4節 中間処理の状況

1. 中間処理施設の概要

組合施設（焼却施設・リサイクル施設）の概要は、表3-4-1に示すとおりです。

なお、高野町では組合施設の稼働開始に伴い、高野町じん芥処理センターを資源ごみや粗大ごみ等の保管施設として使用しています。

表3-4-1 組合施設の概要

施設名称	橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）
所在地	橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
敷地面積	約 58,000m ²
延床面積	焼却施設：6,017m ² リサイクル施設：4,205m ² 管理棟：1,170m ²
工事期間	平成 19 年 3 月 30 日～平成 21 年 10 月 31 日
施設概要	<p>【焼却施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模：101 t / 日（50.5t/24h×2 炉） ・処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉 <p>【リサイクル施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模：46.4 t / 日（5h）

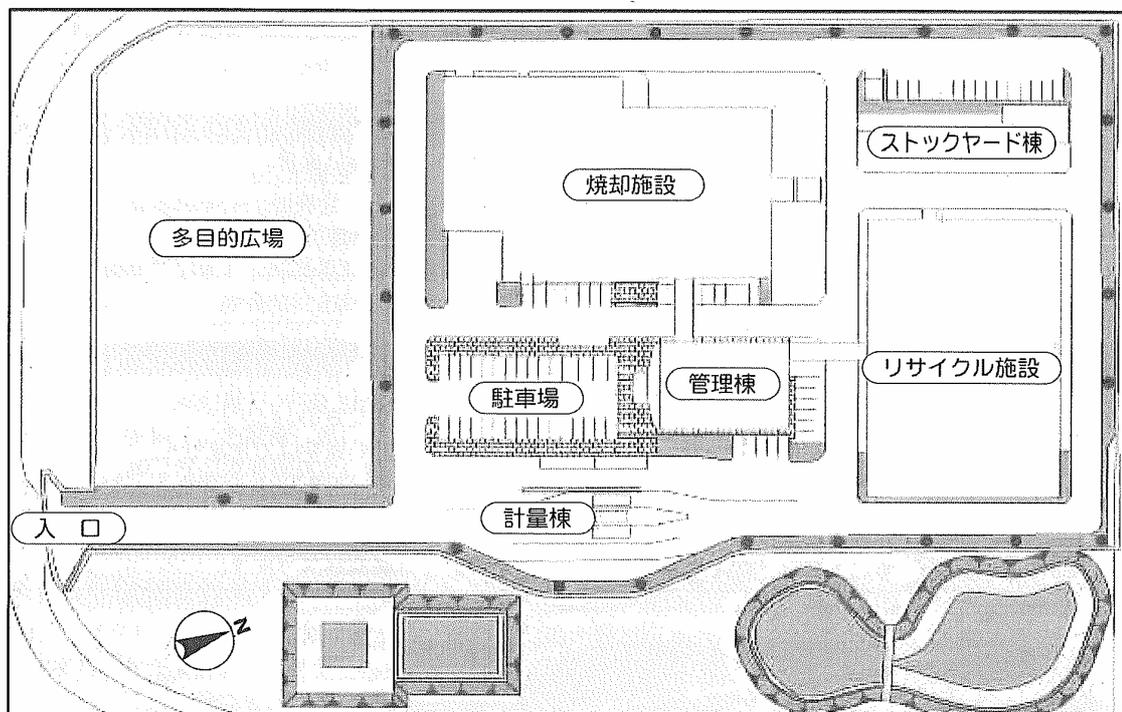


図3-4-1 組合施設配置図

2. 処理状況

(1) 処理量の実績

焼却施設及びリサイクル施設における過去3年間の処理実績は、表3-4-2に示すとおりです。

表3-4-2 組合施設における処理量の実績

単位:t/年

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	備 考	
焼却施設	焼却量	可燃ごみ	12,511.33	19,251.05	19,679.06	
		粗大(可燃)ごみ	374.36	752.65	842.76	
		し尿汚泥	600.72	763.29	786.38	橋本伊都衛生施設組合
		下水道汚泥	23.03	77.16	70.25	高野町
		繊維くず	203.62	184.18	143.04	橋本市
		破碎残渣	226.85	612.24	649.02	
		合 計	13,939.91	21,640.57	22,170.51	
	焼却残渣	焼却灰	1,166.29	1,923.53	1,976.79	埋立処分
		飛灰	584.14	853.08	762.66	〃
		合 計	1,750.43	2,776.61	2,739.45	
リサイクル施設	処理量	粗大(破碎選別)ごみ	269.88	486.82	463.97	
		破碎選別ごみ	293.51	452.26	445.08	
		缶類(スチール)	98.75	156.98	144.14	
		缶類(アルミ)	26.55	38.73	37.39	
		ビン類	521.18	795.41	773.56	
		ペットボトル	114.33	194.76	156.44	
		その他プラ製容器包装	522.10	660.39	625.61	
		古紙類	198.23	339.92	339.96	
		有害危険ごみ	65.97	87.76	90.76	
		合 計	2,110.50	3,213.03	3,076.91	
	搬出量	鉄類	219.08	310.37	260.86	資源化
		アルミ類	21.51	30.94	25.64	〃
		金属製粗大	28.18	67.06	149.61	〃
		スチール缶プレス	102.36	149.43	127.64	〃
		アルミ缶プレス	24.10	38.74	35.57	〃
		無色ビン	251.12	384.09	376.33	〃
		茶色ビン	228.21	336.71	339.33	〃
		その他ビン	53.42	73.18	85.59	〃
		ペットボトル	116.02	177.19	127.36	〃
		その他プラ	341.90	573.76	547.48	〃
		古紙	117.19	181.59	184.91	〃
		古布	23.43	45.72	51.13	〃
		段ボール	81.34	133.25	121.94	〃
		有害危険	38.16	49.39	50.42	〃
		不燃残渣	1.82	9.11	8.92	埋立処分
		その他未破碎ごみ		58.57		資源化
		合 計	1,647.84	2,619.10	2,492.73	

(2) ごみ発電量の実績

焼却施設では、熱エネルギーの有効利用を図るためにごみ発電を行っており、過去3年間のごみ発電量は、表3-4-3に示すとおりです。

平成23年度のごみ発電量2,736,090kWhは、組合施設の使用電力量の約70%を賄っており、一般家庭の年間消費電力量(3,600kWh/世帯・年)の約760世帯分に相当します。

電気事業連合会資料における一世帯当たりの電力消費量(約300kWh/月)より設定

表3-4-3 焼却施設におけるごみ発電量の実績

区分\年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
発電量	発電電力量	kWh/年	827,160	2,222,710	2,736,090
	焼却量	t/年	8,909	21,641	22,171
	焼却1t当たり発電量	kWh/t	93	103	123
使用電力量		kWh/年	1,871,941	4,307,449	4,047,183

注)平成21年度は、11月以降の5ヶ月分の実績

第5節 最終処分場の状況

1. 最終処分場の概要

組合施設で発生する焼却残渣（焼却灰・飛灰）は、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分を委託しています。

また、構成市町の埋立ごみについては、橋本市と高野町はそれぞれ保有する一般廃棄物最終処分場で埋立処分していますが、かつらぎ町は大阪湾広域臨海環境整備センターに、九度山町は民間に処分を委託しています。

橋本市と高野町の一般廃棄物最終処分場の概要は表3-5-1に示すとおりです。

このうち、橋本市一般廃棄物処理場は、平成19年度の延命化工事に伴い埋立容量は12,650m³分増加しています。また、高野町不燃物処理場については、平成20年度より改造工事に着手し、埋立容量を確保するとともに、従来の安定型処分場から管理型処分場に変更し、平成23年度より新たに埋立開始しています。

表3-5-1 最終処分場の概要

橋本市

施設名称	橋本市一般廃棄物処理場
所在地	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7 番地外
敷地面積	22,800m ²
埋立面積	17,500m ²
埋立容量	141,650m ³ （延命化対策後）
埋立開始	平成5年4月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類

高野町

施設名称	高野町不燃物処理場
所在地	高野町大字高野山字内子谷川 13-3
敷地面積	41,312m ²
埋立面積	10,000m ² （改良後）
埋立容量	58,600m ³ （改良後）
埋立開始	平成23年4月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類、焼却灰、陸上残土、落葉、排水路汚泥等

2. 処分状況

構成市町及び本組合における最終処分量の実績は、表 3-5-2 に示すとおりです。

なお、橋本市一般廃棄物処理場の平成 22 年度末現在の埋立残容量は 14,822m³であり、高野町不燃物処理場は改良工事により平成 22 年度末に 58,600m³の埋立容量が確保されています。

表3-5-2 最終処分量の実績

区分\年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備 考
組合 焼却残渣	橋本市			1,266.74	2,006.38	1,973.22	フェニックス
	かつらぎ町			234.51	387.33	387.08	〃
	九度山町			61.93	102.46	108.48	〃
	高野町			111.82	182.43	173.41	〃
	橋本伊都衛生施設組合			75.43	98.01	97.26	〃 し尿汚泥焼却分
	計			1,750.43	2,776.61	2,739.45	
組合 不燃残渣	橋本市			1.29	6.56	6.56	民間委託処分
	かつらぎ町			0.39	1.83	1.72	〃
	九度山町			0.02	0.20	0.18	〃
	高野町			0.12	0.52	0.46	〃
	計			1.82	9.11	8.92	
構成市町 焼却残渣	橋本市	1,793	1,859	531			市処分場
	かつらぎ町	132	130	30			フェニックス
	九度山町	76	72	3			民間委託処分
	高野町	158	119	55			町処分場
	計	2,159	2,180	619			
構成市町 埋立ごみ	橋本市	1,874	1,815	818	384	339	市処分場
	かつらぎ町	0	56	27	50	66	フェニックス
	九度山町	386	402	505	239	241	民間委託処分
	高野町	100	100	100	100	50	町処分場
	計	2,360	2,373	1,450	773	696	
合 計	橋本市	3,667	3,674	2,617	2,397	2,318	
	かつらぎ町	132	186	292	439	455	
	九度山町	462	474	570	342	350	
	高野町	258	219	267	283	224	
	橋本伊都衛生施設組合			75.43	98.01	97.26	し尿汚泥焼却分
	計	4,519	4,553	3,821	3,559	3,444	
処分場別 最終処分量	フェニックス処分場	132	186	1,807	2,827	2,805	
	橋本市処分場	3,667	3,674	1,349	384	339	
	高野町処分場	258	219	155	100	50	
	民間委託処分	462	474	510	248	250	

注)フェニックス:大阪湾広域臨海環境整備センター

第6節 ごみ処理行政の動向

1. 国の動向

(1) 減量化の目標等

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針」という。)の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定(見直し)された「循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定)では、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

国の減量化目標等を整理したものは、表3-6-1に示すとおりです。

表3-6-1 国の減量化目標等

区分	国の廃棄物処理基本方針	第2次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成19年度	平成12年度
目標年度	平成27年度	平成27年度
排出削減	排出量(t/年):5%削減	・排出量(g/人・日):10%削減(1,067g) ¹ ・家庭系ごみ量(g/人・日):20%削減(528g) ² ・事業系ごみ量(t/年):20%削減
リサイクル率	25%	-
最終処分量	22%削減	-

注)目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

排出量:収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量

家庭系ごみ量、事業系ごみ量:集団回収量、資源ごみ等を除いた排出量

1(1,067g):平成12年度の全国平均ごみ総排出量1,185gを10%削減した値

2(528g):平成12年度の全国平均660gを20%削減した値

2. 県の動向

(1) 減量化目標等

和歌山県では、平成14年度に「廃棄物処理法」に基づく「和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、平成18年度にはこれを見直した「第2次和歌山県廃棄物処理計画」を、平成23年度には「第3次和歌山県廃棄物処理計画」を策定しています。「第3次和歌山県廃棄物処理計画」における一般廃棄物の減量化目標は、表3-6-2に示すとおりです。

表3-6-2 和歌山県の減量化目標

区分	和歌山県の廃棄物処理基本方針
基準年度	平成19年度
目標年度	平成27年度
排出削減	総排出量(t/年):13%削減
リサイクル率	25%
最終処分量	38%削減(最終処分率10%)

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率
総排出量: 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量

(2) 広域化の動向

和歌山県では、平成11年3月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、平成16年に第2次改定が行われており、県内を7ブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしています。

本組合及び構成市町は、「橋本広域ブロック」として既に広域処理を行っています。

3. 組合構成市町の目標値等

構成市町のごみ処理基本計画における目標年度、基本理念、基本方針及び目標値は表3-6-3に示すとおりです。

表3-6-3 構成市町の目標値等

区分	橋本市 ごみ処理基本計画	かつらぎ町 一般廃棄物処理基本計画	高野町 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
策定時期	平成24年3月	平成24年3月	平成20年3月
目標年度	平成28年度	平成38年度	平成29年度
基本理念	「もったいない」と「ごみの3R」を推進する 循環型社会のまち - はしもと -	住民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進する	「宗教環境都市」の実現を目指す みんなで決めて みんなで守る 高野町ルール
基本方針	3Rの推進 適正処理の推進	リサイクルの推進と ごみの適正処理	循環型社会の形成のためのシステムづくり 「高野町ルール」の策定と3Rの取り組み 環境への負荷が少ない適正なごみ処理の取り組み 計画推進のための取り組み
目標値	総排出量(g/人・日)を現状の1割削減(H22:823g H28:740g) (リサイクル率:24%) (最終処分率:10%)	ごみ排出量を600g/人・日以下(平成22年度の約5%削減) (リサイクル率:29.5%) (最終処分率:8.2%)	家庭系ごみ(g/人・日):5%削減 (1,273.0g 1,209.4g) 事業系ごみ(t/年):5%削減 (715t/年 679t/年) リサイクル率:24%

4. 周辺市町の動向

本組合に隣接する紀の川市と紀美野町は、海南市とともに平成27年度を目標に広域処理施設(135t/日)の整備を進めており、将来的には岩出市も含めて「海南・海草・那賀ブロック」として広域化を図る計画となっています。

また、有田川町については、有田周辺広域圏事務組合として広域処理を行っており、将来的には有田衛生施設組合とともに「有田広域ブロック」として広域化を図る計画となっています。

第7節 ごみ処理の評価

1. 現行基本計画目標値の達成状況

現行基本計画では、平成28年度を目標年度とし、減量目標として総排出量の削減目標、資源化率の目標及び最終処分量の削減目標を設定しています。

現行基本計画目標値（平成28年度目標）

排出抑制	総排出量（t/年）を平成16年度実績より6.3%削減します。
資源回収	リサイクル率27.8%に引き上げます。
最終処分	最終処分量を平成16年度実績より約63%削減します。

現行基本計画目標値の達成状況について、平成23年度実績値と各目標値を比較すると表3-7-1に示すとおりです。

総排出量については、現時点で既に平成28年度目標値を達成していますが、リサイクル率については平成23年度目標値を達成していません。また、最終処分量についても平成23年度目標値を達成していません。

表3-7-1 現行基本計画目標値の達成状況

区分\年度		実績値	現行基本計画目標値		備 考
		平成23年度	平成23年度	平成28年度	
人 口	人	94,611	97,890	95,654	
ごみ排出量	t/年	24,438	30,043	29,281	
	g/人・日	706	839	836	
集団回収量	t/年	3,540	3,095	3,069	
	g/人・日	102	86	88	
総排出量	t/年	27,978	33,138	32,350	
	g/人・日	808	925	924	
焼却処理量	t/年	22,171	26,404	24,984	汚泥、繊維くずを含む
総資源化量	t/年	6,176	8,438	8,980	
	リサイクル率 %	22.1%	25.5%	27.8%	総資源化量 ÷ 総排出量
最終処分量	t/年	3,445	3,041	2,893	汚泥、繊維くず焼却残渣含む

2. ごみ処理実績の評価

本組合の平成 22 年度及び平成 23 年度処理実績と、平成 22 年度の全国平均及び県平均の処理実績や国及び県の減量化目標値等を比較すると、表 3-7-2 に示すとおりです。

平成 22 年度の総排出量 (g/人・日) は、全国平均や県平均及び国の目標値 (参考値) よりも少なくなっています。

リサイクル率は、全国平均や県平均よりも高くなっていますが、国や県の平成 27 年度目標値 (25%) を達成するためには、資源化の推進が必要です。

最終処分率は、県平均よりも低くなっており、国や県の平成 27 年度目標値 (10%) を達成するためには、最終処分量の削減が必要です。

一方、構成市町の総排出量 (g/人・日) 及びリサイクル率の平成 22 年度実績について、県内各市町村と比較すると図 3-7-1 及び図 3-7-2 に示すとおりです。

総排出量 (g/人・日) については、高野町が観光ごみの影響により白浜町に次いで県内で 2 番目の多さになっていますが、かつらぎ町と九度山町は紀美野町に次いで少なくなっています。

リサイクル率については、県内 30 自治体中かつらぎ町が 5 番目に高く、橋本市が 10 番目、九度山町が 12 番目、高野町が 15 番目となっています。

表3-7-2 ごみ処理実績の評価

項 目		平成22年度実績値				国・県の目標値	
		本 組 合		全国平均	和歌山県 平均	国 (H27)	和歌山県 (H27)
		(H23)					
総 排 出 量	g/人・日	796	808	976	1,010	(1,035)	-
リ サ イ ク ル 率	%	23.0%	22.1%	20.8%	13.8%	25%	25%
ご み 発 電 量	kWh/t	103	123	206	230	-	-
最 終 処 分 率	%	12.3%	11.9%	10.7%	12.6%	(10.3%)	10%

総排出量 = (年間収集量 + 年間直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365日 ごみ排出量は集団回収量を除いた量

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ (年間収集量 + 年間直接搬入量 + 集団回収量)

ごみ発電量 (kWh/t) = ごみ焼却施設における年間総発電電力量 (kWh) ÷ ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量 (t)

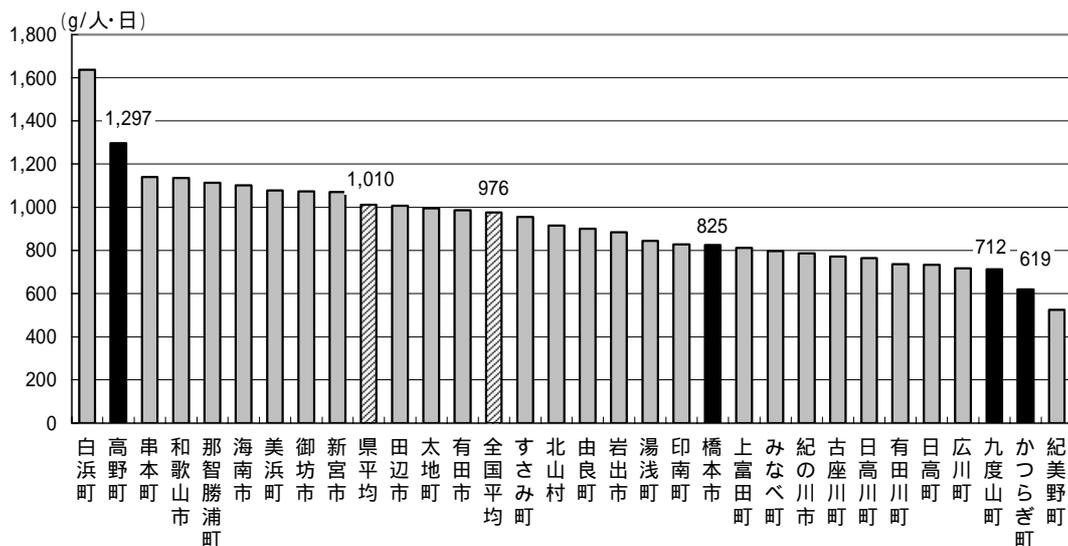
最終処分率 = 最終処分量 ÷ (年間収集量 + 年間直接搬入量 + 集団回収量)

全国平均値及び和歌山県平均値は、平成22年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)より

国のごみ発生量、資源化率、最終処分率の目標値は「廃棄物処理基本方針」より。()内数値は目標値の年間量より設定

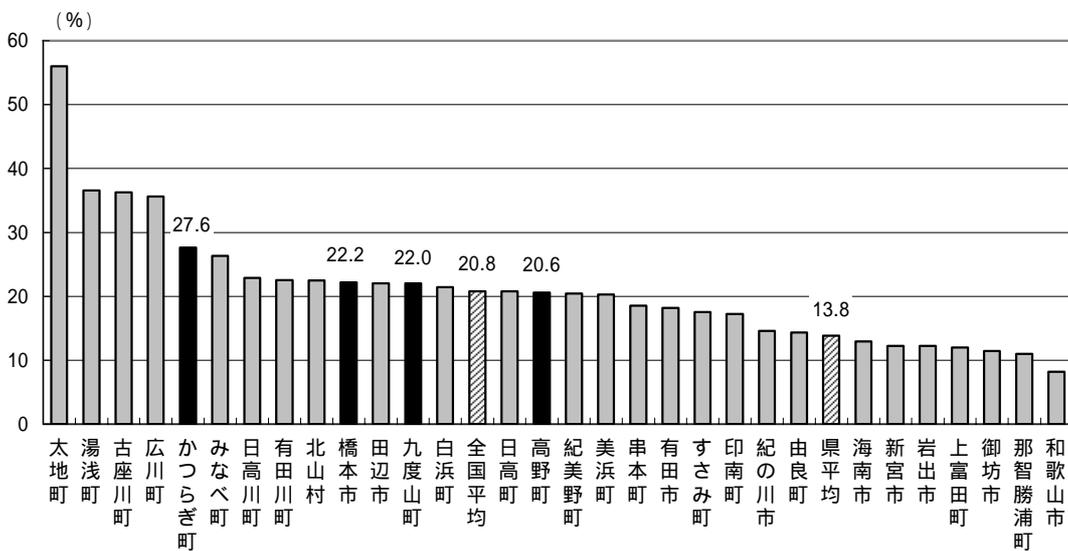
総排出量(1,035g)は、平成19年度実績(1,089g)を5%削減した値。

和歌山県の目標値は、「第3次和歌山県廃棄物処理計画」より。



資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

図3-7-1 和歌山県内の総排出量（g/人・日）（平成22年度実績）



資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

図3-7-2 和歌山県内のリサイクル率（平成22年度実績）

第 8 節 課題の抽出

前節までを踏まえ、より高度な循環型社会の実現及びごみの適正処理に向けて検討すべき項目及び課題は以下に示すとおりです。

1．発生抑制、減量化・再資源化

組合全体の総排出量（g/人・日）は、過去 5 年間で減少しており、全国平均や県平均よりも少なく、現行基本計画の平成 28 年度目標値も現時点において既に達成していますが、平成 23 年度では前年度よりも増加しており、特に可燃ごみ量は平成 22 年度及び平成 23 年度で増加傾向にあります。

また、リサイクル率は資源ごみ等の分別収集により、平成 20 年度では 25%以上となっていました。平成 21 年度以降は減少して平成 23 年度時点で 22.1%になっています。

そのため、今後は構成市町において可燃ごみの発生を抑制するとともに、生ごみ処理機普及促進等によるごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

2．収集・運搬

家庭系ごみの収集・運搬は構成市町により行われており、今後も多様化するごみ質に適切に対応するとともに住民の理解と協力を基にサービスの向上と収集・運搬効率の向上を図っていく必要があります。

また、事業系ごみについては、構成市町により事業所や許可収集業者に対して今後も適正な分別排出等の徹底を指導していく必要があります。

3．中間処理

本組合の中間処理施設は、稼働開始後 3 年が経過したところではありますが、施設の適正な維持管理及び計画的な点検・補修整備等を行うことにより、施設の保全及び長寿命化に取り組む必要があります。

また、構成市町は、本組合での中間処理が適正かつ円滑に行えるよう、今後も分別収集等に協力していく必要があります。

4．最終処分

本組合では、焼却残渣の処分を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託していますが、長期的な観点から焼却残渣の処分について検討する必要があります。

また、構成市町の埋立ごみについては、各市町において処分していますが、かつらぎ町については大阪湾広域臨海環境整備センターに、九度山町については民間に処分を委託していることから、今後は安定的な処分方法について検討する必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1. 基本理念

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要です。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを指しています。

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」を 廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と位置付けています。

循環型社会を構築するために、これまで住民・事業者・行政が一体となって3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを推進してきましたが、より高度な循環型社会を実現するためには、更なる取り組みが必要です。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しており、ごみ処理事業においても焼却量の削減や省エネルギー化、熱エネルギーの有効利用等による温室効果ガス排出量の削減が求められています。

本組合では、現行基本計画の基本理念である「循環型社会の形成に向けたごみ処理施策の展開と体制の構築」に基づき施策を展開してきました。平成21年11月には、組合施設の本格稼働に伴い広域処理を開始し、構成市町のごみを適正に処理するとともに、組合施設での資源回収や熱エネルギーの有効利用にも取り組んでいます。

また、構成市町においても、ごみの発生・排出抑制や分別収集へ取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、本組合では引き続き広域処理を推進するとともに、より高度な循環型社会の形成に向けた施策を展開していくことを本計画の基本理念とします。

より高度な循環型社会の形成に向けた広域処理の推進

2. 基本方針

本計画の基本理念に基づき、今後のごみ処理等に関する基本方針を以下のとおり設定し、計画を進めていくこととします。

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用することが重要です。

このため、啓発活動や環境教育・学習を充実するとともに、住民・事業者・行政が一体となってごみの発生・排出抑制の取り組みを推進します。

(2) リサイクルの推進

ごみとして排出されるものについては、リサイクル可能なものを極力分別し、資源ごみの分別収集を徹底するとともに、組合施設において効率的な資源回収及び発電等熱エネルギーの有効利用によるリサイクルを推進します。

(3) 環境に配慮した適正処理の推進

リサイクルできないごみについては、環境に配慮した適正な処理・処分を推進します。また、組合施設では適正な維持管理及び効率的な運営管理が行える体制づくりに努めます。

3. ごみの処理主体

計画期間におけるごみの種類別処理主体は、表4-1-1に示すとおりです。

表4-1-1 ごみの処理主体

分別区分	収集・運搬	中間処理	最終処分、資源化
可燃ごみ	構成市町・排出者	橋本周辺広域市町村圏組合	焼却残渣：委託(大阪湾広域臨海環境整備センター)
粗大(可燃)ごみ	構成市町・排出者		
粗大(破碎選別)ごみ	構成市町・排出者	橋本周辺広域市町村圏組合 集団回収分、直接業者回収分を除く	不燃残渣：民間委託 資源化物：資源再生業者
破碎選別ごみ	構成市町・排出者		
ペットボトル	構成市町・排出者		
ビン類	構成市町・排出者		
缶類(スチール)	構成市町・排出者		
缶類(アルミ)	構成市町・排出者		
その他プラ製容器包装	構成市町・排出者		
古紙類等	構成市町・排出者		
有害危険ごみ	構成市町・排出者		
埋立ごみ	構成市町・排出者		

第2節 基本フレームの設定

1. 人口及びごみ量の予測

(1) 将来人口の予測

将来人口については、構成市町の計画人口や過去10年間の実績を用いて推計した値を基に設定しました。(詳細は資料編を参照願います。)

表4-2-1 将来人口の予測結果

		単位:人				
年度		橋本市	かつらぎ町	九度山町	高野町	組合合計
実績	H14	71,023	21,175	6,059	4,604	102,861
	H15	70,631	20,819	5,918	4,514	101,882
	H16	70,344	20,547	5,780	4,416	101,087
	H17	69,989	20,372	5,655	4,300	100,316
	H18	69,622	20,068	5,560	4,198	99,448
	H19	69,121	19,777	5,439	4,064	98,401
	H20	68,602	19,466	5,334	3,977	97,379
	H21	68,211	19,146	5,226	3,903	96,486
	H22	67,753	18,823	5,141	3,814	95,531
	H23	67,217	18,644	5,054	3,696	94,611
予測	H24	66,771	18,485	4,905	3,593	93,754
	H25	66,326	18,384	4,794	3,560	93,064
	H26	65,880	18,295	4,683	3,530	92,388
	H27	65,217	18,215	4,572	3,503	91,507
	H28	64,554	18,142	4,461	3,476	90,633
	H29	63,891	18,076	4,350	3,451	89,768
	H30	63,228	18,016	4,238	3,428	88,910
	H31	62,565	17,960	4,127	3,406	88,058
	H32	61,883	17,907	4,016	3,385	87,191
	H33	61,201	17,858	3,905	3,366	86,330
	H34	60,518	17,812	3,794	3,347	85,471
	予測根拠		市推計人口	町基本計画	一次傾向線	対数曲線(補正)

注) 実績値:各年度末現在(外国人を含む)

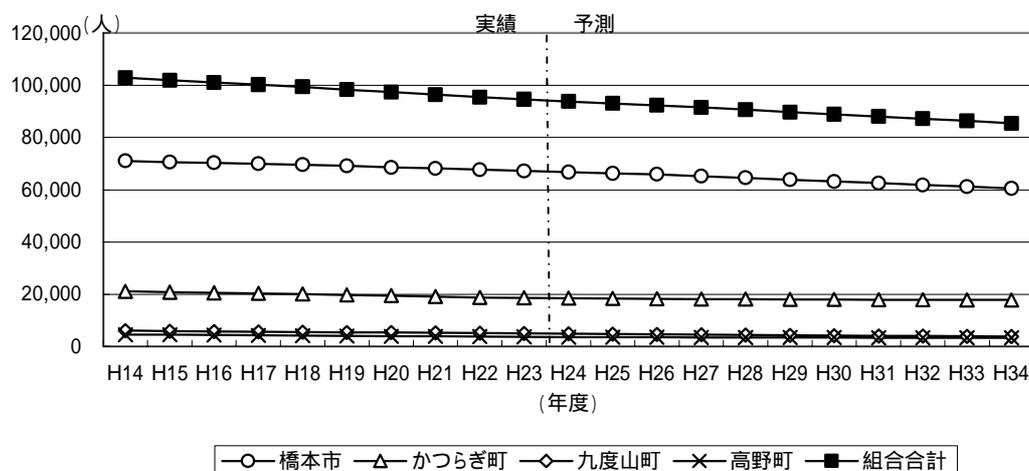


図4-2-1 将来人口の推移

(2) 現状推移による総排出量の予測

現状推移による総排出量は、構成市町ごとに家庭系ごみと事業系ごみに分け、家庭系ごみのうち家庭系ごみ排出量と集団回収量は、1人1日当たりの排出量(g/人・日)(以下「原単位」という。)を基に、事業系ごみ排出量は年間量(t/年)を基に予測しました。(詳細は資料編を参照願います。)

総排出量の予測結果は、図4-2-2及び表4-2-2に示すとおりです。

平成27年度における組合合計の総排出量(t/年)は、平成19年度実績に対して19.8%減となっており、国・県の目標値(国:5%削減、県:13%削減)を達成しています。なお、1人1日当たりの総排出量(g/人・日)は、平成24年度以降、ほぼ横ばい状態で推移しており、平成34年度においては平成23年度実績に対して1.1%減にとどまっています。

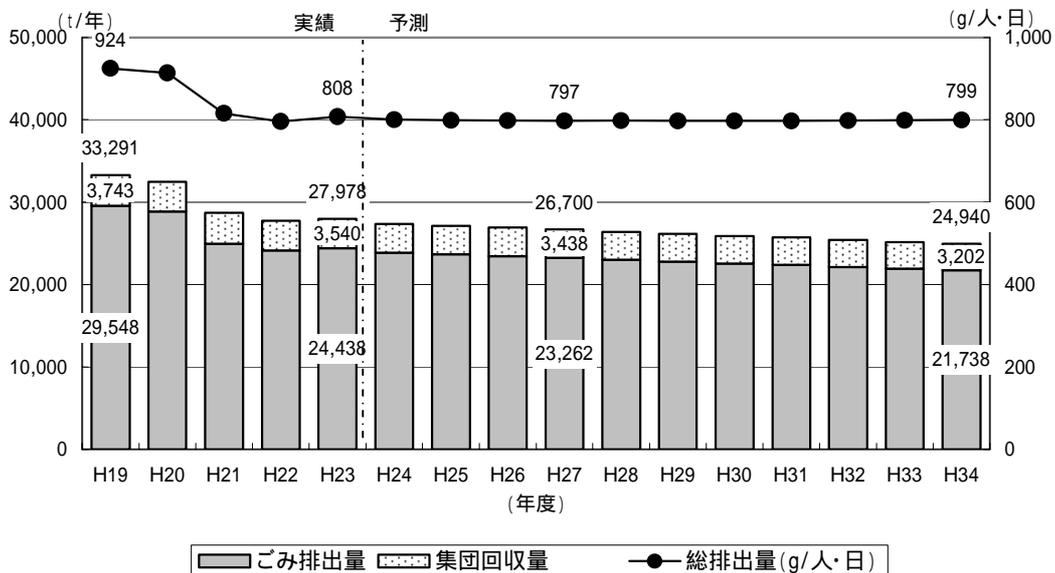


図4-2-2 総排出量の推移(組合合計)

表4-2-2 現状推移による総排出量及び処理量の予測結果

区分\年度	実績		予測				備考		
	平成19年度	平成23年度	平成27年度		平成34年度				
			対H19比	対H23比	対H19比	対H23比			
橋本市	人口	人	69,121	67,217	65,217	-5.6%	60,518	-10.0%	
	ごみ排出量	t/年	21,576	17,722	16,658	-22.8%	15,421	-13.0%	
	集団回収量	t/年	2,996	2,801	2,716	-9.3%	2,514	-10.2%	
	総排出量	t/年	24,572	20,523	19,374	-21.2%	17,935	-12.6%	: +
		g/人・日	971	834	812	-16.4%	812	-2.7%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	16,953	15,969	15,001	-11.5%	13,920	-12.8%	: 繊維くず含む
	資源化量	t/年	2,157	1,559	1,481	-31.3%	1,333	-14.5%	
	総資源化量	t/年	5,153	4,360	4,197	-18.6%	3,847	-11.8%	: +
		リサイクル率	%	21.0%	21.2%	21.7%		21.4%	
最終処分量	t/年	3,667	2,319	2,187	-40.3%	2,031	-12.4%		
	最終処分率	%	14.9%	11.2%	11.2%		11.2%		: ÷ (+ 繊維くず)
かつらぎ町	人口	人	19,777	18,644	18,215	-7.9%	17,812	-4.5%	
	ごみ排出量	t/年	3,598	3,716	3,747	4.1%	3,728	0.3%	
	集団回収量	t/年	655	617	603	-7.9%	588	-4.7%	
	総排出量	t/年	4,253	4,333	4,350	2.3%	4,316	-0.4%	: +
		g/人・日	588	635	652	11.0%	664	4.5%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	2,562	3,133	3,206	25.1%	3,228	3.0%	
	資源化量	t/年	902	539	489	-45.8%	448	-16.8%	
	総資源化量	t/年	1,557	1,156	1,092	-29.9%	1,036	-10.4%	: +
		リサイクル率	%	36.6%	26.7%	25.1%		24.0%	
最終処分量	t/年	132	455	462	250.0%	463	1.8%		
	最終処分率	%	3.1%	10.5%	10.6%		10.7%		: ÷
九度山町	人口	人	5,439	5,054	4,572	-15.9%	3,794	-24.9%	
	ごみ排出量	t/年	1,823	1,296	1,239	-32.0%	1,041	-19.7%	
	集団回収量	t/年	92	122	119	29.3%	100	-18.0%	
	総排出量	t/年	1,915	1,418	1,358	-29.1%	1,141	-19.5%	: +
		g/人・日	962	767	812	-15.6%	824	7.5%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	703	878	860	22.3%	727	-17.2%	
	資源化量	t/年	722	175	159	-78.0%	132	-24.6%	
	総資源化量	t/年	814	297	278	-65.8%	232	-21.9%	: +
		リサイクル率	%	42.5%	20.9%	20.5%		20.3%	
最終処分量	t/年	462	350	327	-29.2%	272	-22.3%		
	最終処分率	%	24.1%	24.7%	24.1%		23.8%		: ÷
高野町	人口	人	4,064	3,696	3,503	-13.8%	3,347	-9.4%	
	ごみ排出量	t/年	2,551	1,704	1,618	-36.6%	1,548	-9.2%	
	集団回収量	t/年	0	0	0		0		
	総排出量	t/年	2,551	1,704	1,618	-36.6%	1,548	-9.2%	: +
		g/人・日	1,715	1,260	1,262	-26.4%	1,267	0.6%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	1,891	1,404	1,367	-27.7%	1,336	-4.8%	: 下水汚泥含む
	資源化量	t/年	560	338	287	-48.8%	246	-27.2%	
	総資源化量	t/年	560	338	287	-48.8%	246	-27.2%	: +
		リサイクル率	%	22.0%	19.8%	17.7%		15.9%	
最終処分量	t/年	258	224	218	-15.3%	213	-4.7%		
	最終処分率	%	10.1%	12.6%	12.9%		13.2%		: ÷ (+ 下水汚泥)
組合合計	人口	人	98,401	94,611	91,507	-7.0%	85,471	-9.7%	
	ごみ排出量	t/年	29,548	24,438	23,262	-21.3%	21,738	-11.0%	
	集団回収量	t/年	3,743	3,540	3,438	-8.1%	3,202	-9.5%	
	総排出量	t/年	33,291	27,978	26,700	-19.8%	24,940	-10.9%	: +
		g/人・日	924	808	797	-13.8%	799	-1.1%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	22,109	21,384	20,434	-7.6%	19,211	-10.2%	: 尿汚泥除く
	資源化量	t/年	4,341	2,636	2,416	-44.3%	2,159	-18.1%	
	総資源化量	t/年	8,084	6,176	5,854	-27.6%	5,361	-13.2%	: +
		リサイクル率	%	24.3%	22.1%	21.9%		21.5%	
最終処分量	t/年	4,519	3,347	3,195	-29.3%	2,979	-11.0%		
	最終処分率	%	13.6%	11.9%	11.9%		11.8%		: ÷ (+ 繊維くず+下水汚泥)

(3) 現状推移によるごみ処理量の予測

ごみ処理量は、平成 23 年度の処理実績比率等を用いて予測しました。(詳細は資料編を参照願います。) 予測結果は表 4-2-2、図 4-2-3 及び図 4-2-4 に示すとおりです。また、組合処理量の予測結果は表 4-2-3 に示すとおりです。

リサイクル率の予測値は 21% 台で推移しており、国・県の目標値(平成 27 年度: 25%)を達成していません。また、平成 27 年度の最終処分量は、平成 19 年度実績に対して 29.3% 減となっており、国の目標値(22% 削減)は達成していますが、県の目標値(38% 削減)は達成していません。

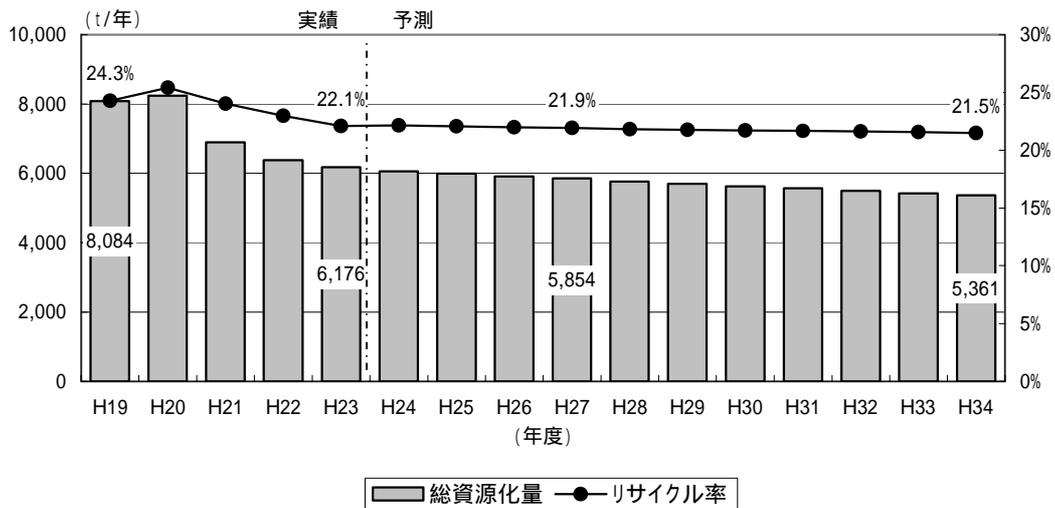
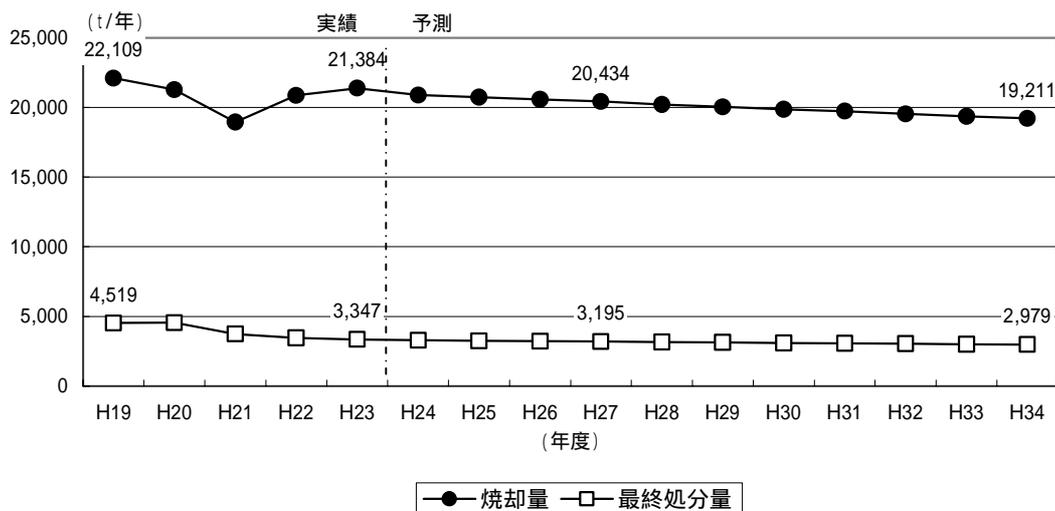


図4-2-3 総資源化量及びリサイクル率の推移 (組合合計)



焼却量及び最終処分量には、し尿汚泥焼却分を含みません。

図4-2-4 焼却量及び最終処分量の推移 (組合合計)

表4-2-3 組合処理量の予測結果

区 分			実 績		予 測		備 考	
			平成23年度	平成27年度	平成34年度			
ごみ搬入量	可燃ごみ	t/年	19,679.06	18,788	17,647			
	粗大(可燃)ごみ	t/年	842.76	831	808			
	粗大(破碎選別)ごみ	t/年	463.97	451	434			
	破碎選別ごみ	t/年	445.08	423	385			
	ペットボトル	t/年	156.44	144	128			
	ビン類	t/年	773.56	709	630			
	缶類(スチール)	t/年	144.14	131	116			
	缶類(アルミ)	t/年	37.39	33	29			
	その他プラ製容器包装	t/年	625.61	579	514			
	古紙類	t/年	339.96	298	259			
	有害危険ごみ	t/年	90.76	84	77			
	合 計	t/年	23,598.73	22,471	21,027			
焼却施設	焼却量	可燃ごみ	t/年	19,679.06	18,788	17,647		
		粗大(可燃)ごみ	t/年	842.76	831	808		
		し尿汚泥(橋本伊都衛生施設組合)	t/年	786.38	1,300	1,300		
		下水道汚泥(高野町)	t/年	70.25	70	70		
		繊維くず(橋本市)	t/年	143.04	143	143		
		破碎残渣	t/年	649.02	602	543		
		合 計	t/年	22,170.51	21,734	20,511		
	焼却残渣	焼却灰	t/年	1,976.79	1,938	1,829	埋立処分	
		飛灰	t/年	762.66	748	706	"	
		合 計	t/年	2,739.45	2,686	2,535		
	リサイクル施設	処理量	粗大(破碎選別)ごみ	t/年	463.97	451	434	
			破碎選別ごみ	t/年	445.08	423	385	
			缶類(スチール)	t/年	144.14	131	116	
缶類(アルミ)			t/年	37.39	33	29		
ビン類			t/年	773.56	709	630		
ペットボトル			t/年	156.44	144	128		
その他プラ製容器包装			t/年	625.61	579	514		
古紙類			t/年	339.96	298	259		
有害危険ごみ			t/年	90.76	84	77		
合 計			t/年	3,076.91	2,852	2,572		
搬出量		鉄類	t/年	260.86	251	235	資源化	
		アルミ類	t/年	25.64	25	23	"	
		金属製粗大	t/年	149.61	144	135	"	
		スチール缶プレス	t/年	127.64	116	103	"	
		アルミ缶プレス	t/年	35.57	32	28	"	
		無色ビン	t/年	376.33	345	306	"	
		茶色ビン	t/年	339.33	311	276	"	
		その他ビン	t/年	85.59	78	70	"	
		ペットボトル	t/年	127.36	117	104	"	
		その他プラ	t/年	547.48	507	450	"	
古紙	t/年	184.91	162	141	"			
古布	t/年	51.13	45	39	"			
段ボール	t/年	121.94	107	93	"			
有害危険	t/年	50.42	47	43	"			
不燃残渣	t/年	8.92	8	7	埋立処分			
合 計	t/年	2,492.73	2,295	2,053				
資 源 化 量	t/年	2,483.81	2,287	2,046				
最 終 処 分 量	t/年	2,748.37	2,694	2,542				

2. 目標値の設定

現状推移による総排出量及び処理量の予測値に対して、排出抑制の推進や分別排出の徹底により、可燃ごみや埋立ごみの排出削減、資源ごみの分別促進及び最終処分量の削減を図るものとし、本計画の目標値を下記のとおり設定します。

(1) 排出削減の目標

構成市町の施策の実施に伴う排出抑制の推進により、平成34年度における総排出量（t/年）を平成23年度実績に対して15%削減することを目標とします。

なお、平成19年度実績に対する平成27年度の削減率は21.6%であり、国・県の目標値（国：5%削減、県：13%削減）は達成する見込みです。

(2) リサイクルの目標

資源ごみ等分別収集の徹底により、平成34年度におけるリサイクル率を27%とすることを目標とします。

なお、国・県の目標値（平成27年度：25%）については、平成29年度（25.6%）までに達成することを目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

排出抑制やリサイクルの推進により、平成34年度における最終処分量を平成23年度実績に対して22%削減することを目標とします。

なお、平成19年度実績に対する平成27年度の削減率は33%であり、国の目標値（22%削減）は達成していますが、県の目標値（38%削減）については平成30年度（38.5%）までに達成することを目標とします。

本計画の目標値をまとめると、下記のとおりです。また、各目標値の推移を図4-2-5、図4-2-6及び表4-2-4に示します。

計画の目標（平成34年度 組合合計）

排出削減の目標：総排出量（t/年）を平成23年度実績に対して15%削減します。

リサイクルの目標：リサイクル率を27%とします。

最終処分量の削減目標：最終処分量を平成23年度実績に対して22%削減します。

注) 総排出量：集団回収量を含みます。

リサイクル率：総資源化量（集団回収量を含む）÷総排出量×100

最終処分量：し尿汚泥焼却残渣を除きます。

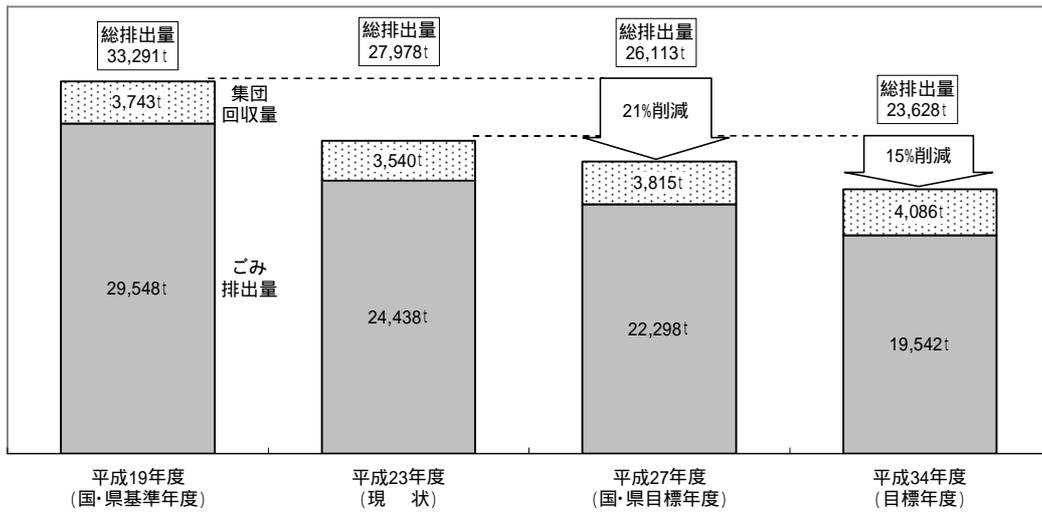


図4-2-5 総排出量の目標値（組合合計）

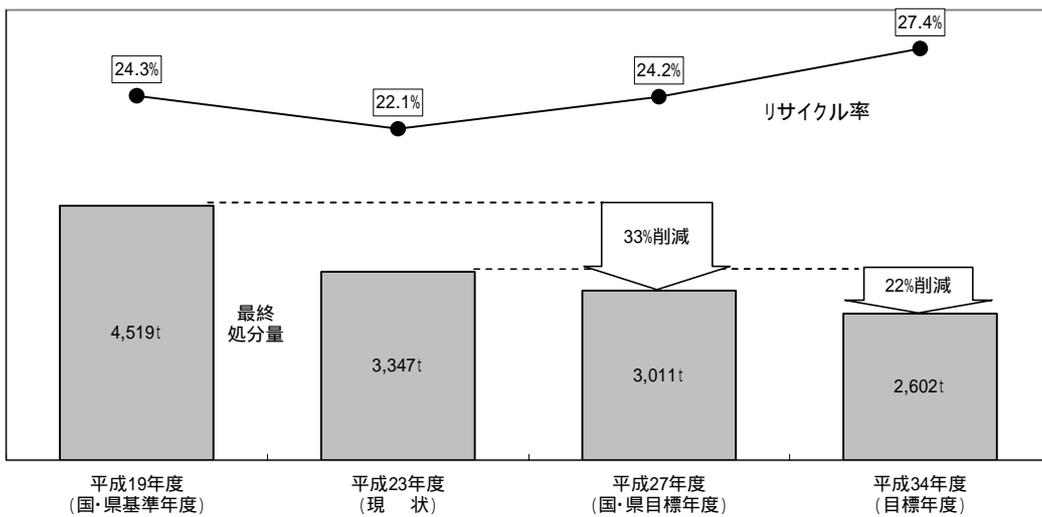


図4-2-6 リサイクル率及び最終処分量の目標値（組合合計）

表4-2-4 総排出量及び処理量の目標値

区分\年度		実績		目標				備考	
		平成19年度	平成23年度	平成27年度		平成34年度			
					対H19比		対H23比		
橋本市	人口	人	69,121	67,217	65,217	-5.6%	60,518	-10.0%	
	ごみ排出量	t/年	21,576	17,722	15,900	-26.3%	13,668	-22.9%	
	集団回収量	t/年	2,996	2,801	3,060	2.1%	3,309	18.2%	
	総排出量	t/年	24,572	20,523	18,960	-22.8%	16,977	-17.3%	: +
		g/人・日	971	834	794	-18.2%	769	-7.9%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	16,953	15,969	14,193	-16.3%	12,051	-24.5%	: 繊維くず含む
	資源化量	t/年	2,157	1,559	1,548	-28.2%	1,492	-4.3%	
	総資源化量	t/年	5,153	4,360	4,608	-10.6%	4,801	10.1%	: +
		リサイクル率	%	21.0%	21.2%	24.3%		28.3%	: ÷
	最終処分量	t/年	3,667	2,319	2,087	-43.1%	1,800	-22.4%	
最終処分率		%	14.9%	11.2%	10.9%		10.5%	: ÷ (+繊維くず)	
かつらぎ町	人口	人	19,777	18,644	18,215	-7.9%	17,812	-4.5%	
	ごみ排出量	t/年	3,598	3,716	3,688	2.5%	3,561	-4.2%	
	集団回収量	t/年	655	617	617	-5.8%	636	3.0%	
	総排出量	t/年	4,253	4,333	4,305	1.2%	4,197	-3.1%	: +
		g/人・日	588	635	646	9.9%	646	1.7%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	2,562	3,133	3,162	23.4%	3,082	-1.6%	
	資源化量	t/年	902	539	492	-45.5%	457	-15.1%	
	総資源化量	t/年	1,557	1,156	1,109	-28.8%	1,093	-5.4%	: +
		リサイクル率	%	36.6%	26.7%	25.8%		26.0%	: ÷
	最終処分量	t/年	132	455	438	231.8%	414	-9.0%	
最終処分率		%	3.1%	10.5%	10.2%		9.9%	: ÷	
九度山町	人口	人	5,439	5,054	4,572	-15.9%	3,794	-24.9%	
	ごみ排出量	t/年	1,823	1,296	1,129	-38.1%	856	-34.0%	
	集団回収量	t/年	92	122	138	50.0%	141	15.6%	
	総排出量	t/年	1,915	1,418	1,267	-33.8%	997	-29.7%	: +
		g/人・日	962	767	757	-21.3%	720	-6.1%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	703	878	812	15.5%	623	-29.0%	
	資源化量	t/年	722	175	144	-80.1%	114	-34.9%	
	総資源化量	t/年	814	297	282	-65.4%	255	-14.1%	: +
		リサイクル率	%	42.5%	20.9%	22.3%		25.6%	: ÷
	最終処分量	t/年	462	350	273	-40.9%	195	-44.2%	
最終処分率		%	24.1%	24.7%	21.6%		19.6%	: ÷	
高野町	人口	人	4,064	3,696	3,503	-13.8%	3,347	-9.4%	
	ごみ排出量	t/年	2,551	1,704	1,581	-38.0%	1,457	-14.5%	
	集団回収量	t/年	0	0	0		0		
	総排出量	t/年	2,551	1,704	1,581	-38.0%	1,457	-14.5%	: +
		g/人・日	1,715	1,260	1,233	-28.1%	1,193	-5.3%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	1,891	1,404	1,297	-31.4%	1,165	-17.0%	: 下水汚泥含む
	資源化量	t/年	560	338	321	-42.7%	330	-2.3%	
	総資源化量	t/年	560	338	321	-42.7%	330	-2.3%	: +
		リサイクル率	%	22.0%	19.8%	20.3%		22.6%	: ÷
	最終処分量	t/年	258	224	210	-18.4%	193	-14.0%	
最終処分率		%	10.1%	12.6%	12.7%		12.6%	: ÷ (+下水汚泥)	
組合合計	人口	人	98,401	94,611	91,507	-7.0%	85,471	-9.7%	
	ごみ排出量	t/年	29,548	24,438	22,298	-24.5%	19,542	-20.0%	
	集団回収量	t/年	3,743	3,540	3,815	1.9%	4,086	15.4%	
	総排出量	t/年	33,291	27,978	26,113	-21.6%	23,628	-15.5%	: +
		g/人・日	924	808	780	-15.7%	757	-6.3%	: ÷ ÷ 365(366)
	焼却量	t/年	22,109	21,384	19,464	-12.0%	16,921	-20.9%	: し尿汚泥除く
	資源化量	t/年	4,341	2,636	2,505	-42.3%	2,393	-9.2%	
	総資源化量	t/年	8,084	6,176	6,320	-21.8%	6,479	4.9%	: +
		リサイクル率	%	24.3%	22.1%	24.2%		27.4%	: ÷
	最終処分量	t/年	4,519	3,347	3,009	-33.4%	2,602	-22.3%	
最終処分率		%	13.6%	11.9%	11.4%		10.9%	: ÷ (+繊維くず+下水汚泥)	

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. 排出抑制のための施策

(1) 基本的な方向

排出抑制のための施策については、基本的に構成市町が主体となって取り組むこととなりますが、本組合としても構成市町の取り組みに対して協力や支援を行うとともに、現在実施している組合施設の見学会をはじめ、今後は環境教育・学習や啓発活動の実施についても検討していくこととします。

(2) 排出抑制に関する施策

構成市町における、排出抑制のための取り組み、施策等は表4-3-1～表4-3-5に示すとおりです。

表4-3-1 橋本市の排出抑制に関する施策(1/2)

施 策	具 体 的 な 内 容
花と緑のリサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・プランターと花の種の提供 ・フラワーオフィス事業 ・フラワーロード整備事業 ・道沿いガーデニングコンテスト ・菜の花フォト&絵画コンテスト ・コスモス・菜の花プロジェクト ・「花と緑のリサイクル 花まつり」の開催 ・ジャイアントかぼちゃの栽培
生ごみ堆肥化・減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化講習会、学習会等の実施 ・生ごみ堆肥化実施者へのヒアリング ・食のライフスタイルやエコクッキングの情報提示(広報・チラシの配布)
廃棄物減量等推進員制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員の増員(地域わりの見直し) ・廃棄物減量等推進員の役割の明確化 ・廃棄物減量等推進員の意見交換会の開催
生ごみ処理機補助制度の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・電気式生ごみ処理機の購入補助制度 ・堆肥化容器の貸与及び補助剤の無料支給 ・補助支給者へのアンケート調査の実施
可燃ごみ収集回数の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・収集回数の軽減による減量効果の検証 ・奨励金制度の見直し
事業系ごみの減量化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への詳細なアンケート調査の実施 ・ごみ減量方法などの情報提示(広報・チラシの配布、講習会の実施)

表4-3-2 橋本市の排出抑制に関する施策（2/2）

施 策	具 体 的 な 内 容
簡易包装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の推進を促す啓発 ・マイバッグ導入の推進 ・レジ袋有料化の実施状況の確認
エコショップ認定制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ認定制度の創設 ・エコショップ認定制度の内容の確立 ・「優良エコショップ」の認定(年に1回程度、特に顕著な取り組み)
ごみや環境に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの減量と分別のガイドブック」の更新 ・広報やチラシ配布による啓発 ・環境教育の充実 ・ごみや環境に関する講演会や学習会の開催
ごみ処理費用の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・有料化制度の実施状況報告
フリーマーケット・イベント等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、チラシ、市のホームページを利用したイベント等の啓発 ・イベント開催の効果検証
中古品及びレンタルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品やレンタルの利用状況 ・中古品やレンタルに関する情報提供
資源ごみ集団回収の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収助成金制度の継続
事業系ごみの資源化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やチラシ配布による啓発 ・資源回収業者一覧を掲載したパンフレットの配布
各店舗における資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・実施店舗との連携・協働体制の構築 ・実施店舗の拡大 ・資源回収品目の拡大

注)橋本市ごみ処理基本計画(平成24年3月)における施策です。

表4-3-3 かつらぎ町の排出抑制に関する施策

施 策	具 体 的 な 内 容
教育、啓発活動の充実	住民や事業者に対してのごみの排出抑制や再資源化、さらにはごみの分別方法などをパンフレットや広報誌などで啓発を徹底して、これらの意識を高めていく。
ごみの排出抑制のための支援	生ごみ堆肥化事業「生ごみ 0 作戦」の実施、生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度や各種団体が実施している集団回収活動に対する奨励金制度を継続して、生ごみの堆肥化や古紙等の再資源化を推進していく。
ごみ処理費用に関する支援	ごみの排出抑制やリサイクルの推進を図るため、ごみ量と処理費を勘案して、新たな指定袋の導入や料金の見直し等を検討していく。また、プラスチック製容器包装類及びペットボトルの町指定袋の一定量無料配布、古紙・古布類の資源ごみ団体回収奨励金の交付について、住民及び自治区に継続して支援していく。
事業所から排出されるごみの排出抑制啓発	事業所に対して、ダンボールやシュレッダーの紙などの古紙類の資源化や生ごみの堆肥化などによる排出抑制を促すような啓発を実施する。
店頭回収の推進	<p>スーパー等で実施されているペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように要請すると同時に、マイバッグ持参を呼び掛ける取り組みを活用しながら実施する。</p> <p>加えて、簡易包装や量り売りなどのごみ減量についても協力店舗を中心に推進していくことを検討する。なお、協力店舗については、公表するシステムも検討していく。</p>
町内イベントの支援	町内で開催されているフリーマーケットやリサイクルフェアなどの各種イベントに対して支援し、ごみの排出抑制や資源化に対する意識を高めていく。

注) かつらぎ町一般廃棄物処理基本計画(平成 24 年 3 月)における施策です。

表4-3-4 九度山町の排出抑制に関する施策

施 策	具 体 的 な 内 容
環境教育、啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、広報誌、町ホームページ等による啓発 ・出前講座、講習会等の開催
ごみの排出抑制のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機器購入補助金制度による支援の継続 ・集団回収活動に対する支援及び活動の拡大の要請
ごみ有料化制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や分別状況に応じて、専用指定袋の料金の見直し等を検討
容器包装等の排出抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ運動推進によるレジ袋の削減 ・店頭回収の推進・拡大の要請
再使用、再生品使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやガレッジセールなどの各種イベントに対する支援 ・町の事務用品や日用品等の庁用品に再生品を使用する

表4-3-5 高野町の排出抑制に関する施策

循環型社会の形成のためのシステムづくり

施 策	具 体 的 な 内 容
パートナーシップによる地域での活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境推進リーダーの養成 ・地域における自主的な活動団体への支援
情報の提供等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題や循環型社会についての情報提供 ・井戸端サロン(案)などでの啓発活動の検討 ・モバイル高野町ホームページでの 50 音順ごみ分別表の活用
環境学習・環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場での環境教育の充実 ・生涯学習の場での環境学習の充実 ・ごみ処理施設等の施設見学会の検討

「高野町ルール」の策定と3Rの取り組み

施 策	具 体 的 な 内 容
住民のための3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な購入によるごみの発生抑制 ・「マイかご」によるごみの削減 ・生ごみ堆肥化などの自家処理の推進 ・生ごみの水切りの励行
観光客のための3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「高野町ルール」策定の検討 ・外国語による「高野町ルール」の表記の検討 ・ごみの持ち帰りの徹底 ・再生利用(リサイクル)の徹底 ・デポジット制及び有料制の導入の検討 ・不法投棄防止対策 ・書道家による啓発ポスターの製作検討
宗教関係者のための3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教関係者との協働
行政による3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイかごの無償配布の検討 ・ごみの3Rを推進するための啓発活動 ・生ごみ堆肥化に対する助成 ・行政自らの3Rの推進 ・剪定枝等の再生利用の検討 ・廃食用油の再生利用の検討

注)高野町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成20年3月)における施策です。

2. 再資源化計画

(1) 基本的な方向

排出段階における資源ごみ等の分別を徹底するとともに、組合施設（リサイクル施設）において効率的な資源回収を推進します。また、組合施設（焼却施設）では、ごみ発電による熱エネルギーの有効利用を推進します。

(2) 再資源化に関する施策

資源ごみ等分別収集の促進

表 4-3-6 に示す資源ごみ等については、分別の徹底を図るとともに、効率的な資源回収を行うために適正な排出方法の指導及び徹底を行います。なお、リサイクル関係法令等について、改正や新たな制定が行われた場合は、必要に応じて分別品目等の変更を行うものとします。

リサイクル施設での資源回収

組合施設に搬入された粗大（破碎選別）ごみ及び破碎選別ごみは、リサイクル施設において破碎選別処理し、鉄類・アルミ類・金属性粗大の資源回収を行っており、今後も継続します。

また、組合施設に搬入された資源ごみについても、品目ごとに選別・圧縮・保管等による効率的な資源回収を行っており、今後も継続します。

熱エネルギー有効利用の推進

組合施設（焼却施設）では、ごみ発電等による熱エネルギーの有効利用を行っており、今後も継続します。

表4-3-6 再資源化の方法

	分別品目等	中間処理	資源化・再利用
資源ごみ等	ペットボトル	組合施設において選別・圧縮処理	民間業者に委託
	ビン類 (無色・茶色・その他の色)	組合施設において色別に保管	無色・茶色：民間業者に委託 その他の色：指定法人に委託
	缶類(スチール)	組合施設において選別・圧縮処理	民間業者に委託
	缶類(アルミ)	組合施設において選別・圧縮処理 (集団回収分は直接業者回収)	民間業者に委託
	その他プラ製容器包装	組合施設において選別・圧縮処理	指定法人に委託
	古紙類等(新聞紙・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・古布類)	組合施設において品目別に保管 (集団回収分は直接業者回収)	民間業者に委託
	有害危険ごみ(蛍光灯・乾電池・水銀体温計・電球・カセットボンバ・スプレー缶・使い捨てライター)	組合施設において品目別に保管	民間業者に委託
	廃食用油(橋本市)	民間施設においてバイオディーゼル燃料化	ごみ収集車の燃料として利用
破碎選別	粗大(破碎選別)ごみ	組合施設において破碎・選別処理 (鉄類、アルミ類、金属製粗大を回収)	民間業者に委託
	破碎選別ごみ		
熱エネルギー		組合施設においてごみ発電	施設内の電力利用
		組合施設において熱回収	橋本市の温浴施設にて温水熱源利用

第4節 ごみの適正処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 基本的な方向

構成市町が主体となって収集・運搬を行うものとし、安全性や住民サービスに配慮するとともに、組合施設において安全かつ効率的な処理が行えるよう収集・運搬体制を整備していきます。

(2) 収集・運搬の方法

収集区域は、構成市町全域とします。

ごみの分別区分は表 4-4-1 に示す現状の区分とし、構成市町の収集主体、収集頻度及び排出方法等については、第3章第3節の表 3-3-1 に示す現状の収集・運搬方法を当面は維持していくものとしませんが、今後の排出状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

また、事業系一般ごみや臨時又は一時多量ごみは、許可及び委託収集業者もしくは排出者自らが組合施設及び構成市町の施設等に直接搬入するものとしします。

表4-4-1 ごみの分別区分

分別区分		内容
組合施設 搬入品目	可燃ごみ	生ごみ、汚れのひどい紙類、容器包装以外の金属類を伴わないプラスチック類等
	粗大(可燃)ごみ	一番長い辺が30cmを超えるもの
	粗大(破碎選別)ごみ	
	破碎選別ごみ	一番長い辺が30cm未満のもの
	ペットボトル	PETマークの表示があるもの
	ビン類(無色・茶色・その他の色)	飲料用、食品用のビン類
	缶類(スチール)	スチールマークの表示があるもの
	缶類(アルミ)	アルミマークの表示があるもの
	その他プラ製容器包装	プラマークの表示があるもの
	古紙類等	新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、古布類等
	有害危険ごみ	蛍光灯、乾電池、水銀体温計、電球、カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライター
構成市町 処理品目	廃食用油(橋本市)	
	埋立ごみ	ガラス類、陶磁器類、その他
組合施設で 受入できないもの	処理困難物	ピアノ、機械油・塗料などの液体、農薬・化学薬品の入ったビン類等
	農業用機械器具類	草刈機、動噴、エンジン付一輪車、農業用ビニール類等
	リサイクル推奨品目	・二輪車リサイクル: オートバイ、バイク ・家電リサイクル: テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン(クーラー、室外機含む) ・パソコンリサイクル: デスクトップ型パソコン、ノートパソコン ・リサイクル推奨品: 消火器、タイヤ、バッテリー
	処理不適物	プロパンガスボンベ等

(3) 収集・運搬に関する施策

構成市町における収集・運搬に関する施策は、表4-4-2に示すとおりです。

表4-4-2 構成市町の収集・運搬に関する施策

構成市町	施策	施策の内容
橋本市	ごみの分別精度の向上	・「ごみの減量と分別のガイドブック」の拡充 ・広報やホームページなど内容の充実
	廃棄物減量計画書の提出要請	・「廃棄物減量計画書」を提出する事業所の選定 ・「廃棄物減量計画書」策定マニュアルの作成 ・「廃棄物減量計画書」の提出要請
	自己処理責任の周知徹底と適正処理	・事業系ごみの排出・分別の周知徹底 ・収集許可業者への協力要請
	ごみステーションの管理体制の整備	・GIS管理システムの更新 ・収集委託業者へのヒアリング
	効率的な収集・運搬体制の確立	・現況の収集・運搬体制等の把握及び整理(人員・収集ルートなど) ・収集運搬のシミュレーション(効率化の検討)
	福祉収集の実施	・支援体制の庁内調整
かつらぎ町	収集運搬体制の継続	・収集運搬の効率化、現状の体制を継続
	ごみステーション化の推進	・ごみステーション設置への助成制度の推進 ・「ごみステーションマップ」の作成
	分別徹底の啓発・指導	・ごみ分別について住民啓発や事業者指導 ・分別指導シールの貼付 ・住民説明会、広報誌等での啓発
九度山町	収集運搬体制の継続	・収集運搬の効率化、現状の体制を継続
	分別徹底の啓発・指導	・ごみ分別についての啓発、指導 ・違反ごみへの指導 ・住民説明会、広報誌等での啓発
高野町	観光客が出すごみの家庭系ごみへの混入防止	・観光客が出すごみの持ち帰りの啓発を強化
	粗大ごみの申し込み制度の導入検討	・定期収集から申し込み制に変更することを検討
	違反ごみへの指導の徹底	・違反シールの貼付、未収集による指導
	収集体制の継続	・委託業者の育成
	収集業者への適正指導	・収集についての現地指導を強化
	戸別方式からステーション方式への変更	・収集の効率化を図るために、ステーション方式への変更

注)橋本市、かつらぎ町及び高野町については、各市町のごみ処理基本計画等における施策です。

2. 中間処理計画

(1) 基本的な方向

構成市町から搬入されるごみを組合施設（焼却施設・リサイクル施設）において適正処理し、ごみの減量化・減容化・安定化・資源化を推進するとともに、施設の適正な運営・維持管理を行っていきます。

(2) 中間処理の方法

組合施設において、表 4-4-3 に示す方法により中間処理を行います。

表4-4-3 中間処理の方法

分別区分	一次処理		二次処理
可燃ごみ	焼却	組合施設 (焼却施設)	焼却残渣:埋立処分
粗大(可燃)ごみ			
粗大(破碎選別)ごみ	破碎・選別	組合施設 (リサイクル施設)	破碎残渣:焼却(組合施設) 不燃残渣:埋立処分 資源化物:資源化
破碎選別ごみ			
ペットボトル	選別・圧縮		
ビン類 (無色・茶色・その他の色)	保管(色別)		
缶類(スチール)	選別・圧縮		
缶類(アルミ)	選別・圧縮		
その他プラ製容器包装	選別・圧縮		
古紙類等	保管(品目別)		
有害危険ごみ	保管		

(3) 中間処理に関する施策

安全かつ環境に配慮した処理の推進

組合施設では、安全で安定した管理運営を行い、環境にやさしい処理を推進します。また、住民の意向を反映することを目的に設立した「橋本周辺広域ごみ処理場環境保全委員会」を定期的を開催し、施設の運転管理状況や公害監視状況等について協議・検討を行います。

長期包括的業務委託による施設の運営管理

組合施設では、施設の運転にあわせ点検・補修や物品・用役の調達などを、長期にわたって包括的に委託する「長期包括運営管理業務委託事業」を実施し、適切で効率的な運営管理を行います。

契約期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

ストックマネジメント導入の検討

環境省では廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

施設内の設備・機器の維持管理を適切に行ったうえで、耐用年数の比較的短い重要設備を適切な時期に更新する等の対策を行うことにより、施設全体の耐用年数の延長を図ることは、ひっ迫する地方自治体の財政に対して効果的であると同時に、資源・エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも強く望まれています。

組合施設は、平成 21 年度に竣工したところではありますが、前項の長期包括的業務委託方式の導入も踏まえ、長期的観点から施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減するストックマネジメントの導入について検討を進めます。

3. 最終処分計画

(1) 基本的な方向

ごみの減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減に努めます。

当面は、現状の最終処分体制を維持していくこととなりますが、将来的な最終処分体制の整備についても検討を進めていきます。

(2) 最終処分の方法

組合施設（焼却施設）で発生する焼却残渣（焼却灰・飛灰）については、引き続き大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）での委託処分を行います。また、組合施設（リサイクル施設）で発生する不燃残渣についても、引き続き民間業者への委託処分を行います。

構成市町の埋立ごみについては、各市町において今後も適正に処理・処分していくこととします。

4. その他関連計画

(1) 災害対策

ライフラインが喪失するような大地震や台風などにおいては、適切に災害廃棄物の収集運搬、一時保管を行い、構成市町及び他自治体と相互に協力して迅速に対応します。

さらに、近隣の自治体で大災害が発生し、ごみ処理について要請があった場合には、本組合のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を行うなど、応援要請等に対して迅速に対応します。

(2) 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄に関する取り組みを強力に進めていく必要があります。

啓発の推進

構成市町において住民や事業者に、広報など様々な機会を通じて、リサイクル費用の負担等を含めたごみの適正な処理の仕方を周知します。

監視体制の強化

構成市町では不法投棄の早期発見・撤去に努めていますが、今後は地域住民との協力・連携による更なる監視体制の強化について検討します。

投棄者への対応

投棄者が判明した場合には、投棄者自身に処理させるなど厳しく指導します。また、投棄者の調査や処罰については、必要に応じて警察と連携し、厳格に対応します。

(3) 事業者の協力

製造者等に対して構成市町及び本組合が求める協力の内容は、指定される廃棄物の種類、製造者等による回収・処理体制の整備状況等を勘案して定めます。

第5節 計画の推進

1. 役割分担と取り組み

本計画における施策等を円滑に推進するためには、住民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、努力目標や各施策を達成するために住民、事業者、行政（市町及び組合）の役割分担を明確にします。

（1）ごみの発生・排出抑制の推進（排出抑制、再使用）

住民の役割

- ・ 買物袋を持参し、詰め替え商品の購入や店舗等での簡易包装の要求を行う
- ・ 生ごみの堆肥化や新聞広告の裏面利用など身近な活動から取り組む
- ・ 使い捨て商品の購入を自粛する
- ・ ものをできるだけ長く使用する
- ・ 不用品交換制度などを積極的に利用する

事業者の役割

- ・ 使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す
- ・ 過剰包装を自粛する

行政（市町及び組合）の役割

- ・ 住民、事業者の自発的な活動を支援する
- ・ フリーマーケット等の開催を支援する
- ・ 各種媒体による広報・啓発活動を推進する

（2）リサイクルの推進（再生利用、熱回収）

住民の役割

- ・ 分別排出を徹底する
- ・ ごみステーションへの排出を適正に行う
- ・ リサイクル製品を積極的に購入する
- ・ 地域の資源回収活動などに積極的に参加する

事業者の役割

- ・ 分別排出に協力する
- ・ オフィスなどの備品にできるだけリサイクル品を使用する
- ・ 再生品の開発、製造、販売に積極的に取り組む
- ・ 片面が印刷済みの用紙はそのまま捨てずに、裏面も利用する
- ・ 地域の資源回収活動に積極的に協力する

行政（市町及び組合）の役割

- ・ 組合施設（リサイクル施設）での資源化を推進する
- ・ 組合施設（焼却施設）でのごみ発電による余熱利用を推進する
- ・ リサイクル関連業界と連携し、リサイクルルートの確保に努める
- ・ 各リサイクル活動への支援や情報提供を行う
- ・ 市役所、町役場等での再生品利用（グリーン購入）を積極的に推進する
- ・ 各種媒体による広報・啓発活動を推進する

（３）適正処理の推進（適正処理・処分）

住民の役割

- ・ ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する
- ・ 野焼きなど禁止されている家庭内ごみ処理を自粛する
- ・ 不法投棄の防止、発見に協力する

事業者の役割

- ・ ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する
- ・ 産業廃棄物等については、安全で適正な処理、処分方法を選択する
- ・ 不法投棄は絶対に行わない
- ・ ダイオキシン類や悪臭などの原因となる小型焼却炉・簡易焼却炉の使用を自粛する

行政（市町及び組合）の役割

- ・ 組合施設における適正処理を推進する
- ・ 組合施設の適正な維持管理に努める
- ・ 最終処分場の延命化を図るとともに、新たな最終処分場の確保に努める
- ・ 不法投棄防止対策を推進する

2. 協力体制

構成市町の連携はもちろん、住民や事業者との協力体制においては、一体となった施策の展開や見直しを行っていきます。

3. 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、努力目標値を達成するためには施策の実施状況や努力目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで、図4-5-1のような施策メニューの検討(Plan)、施策メニューの実施(Do)、評価(Check)、改善・代替案(Action)のPDCAサイクルの概念を導入し、これを実施することで、努力目標値の達成を目指します。

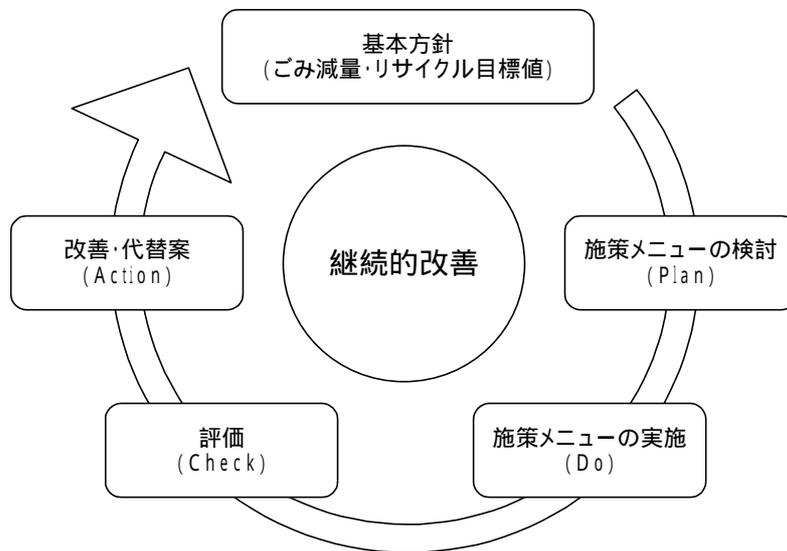


図4-5-1 PDCAサイクルのイメージ